

役員等の構成の変化などに関する
第15回インターネット・アンケート集計結果
(監査役設置会社版)

平成27年1月9日
公益社団法人 日本監査役協会

目次

総括	3
アンケート実施状況	9
回答会社属性	10
I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について	11
問1-1 監査役数	11
問1-2 社外監査役の前職又は現職	14
問1-3 社内監査役の前職	15
問1-4 取締役数	16
問1-5 「社外」取締役の前職又は現職	18
問1-6 独立役員の出出状況	19
問1-7 執行役員数	20
問1-8 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）数	21
問1-9 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）の兼務部署	22
問1-10 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）に対する人事同意権等の有無	22
問1-11 内部監査部門等（監査部、内部監査室など）のスタッフ数	23
問1-12 指名委員会・報酬委員会に相当する機関の設置状況	24
問1-13 監査役の新英文呼称の採用状況	24
II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について	25
問2-1 監査役選任議案の有無	25
問2-2 監査役選任議案の決定プロセス	25
問2-3 監査役選任議案への同意の理由	26
問3-1 退任監査役等の有無	27
問3-2 辞任の理由	28
問3-3 辞任の理由の開示	29
問4-1 事業報告作成時の執行部門との協議	30
問4-2 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容（公開会社のみ）	31
問5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無	33
問5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目	34
問5-3 内部統制システムに係る取締役会決議見直しの契機	35
問5-4 事業報告での内部統制システム構築・運用状況の開示	35
問6-1 監査役会での監査報告に関する審議回数	36
問6-2 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整	36
問6-3 監査役の個別意見付記の有無	37
問7-1 決算短信作成の有無	37
問7-2 決算短信の取締役会付議状況	38
問7-3 監査役の決算短信の監査	38
問7-4 決算短信の監査の内容	39
問8-1 有価証券報告書の作成の有無	39
問8-2 有価証券報告書の取締役会付議状況	40

問8-3	有価証券報告書の提出時期	40
問8-4	有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期	41
問8-5	監査役の有価証券報告書の監査	41
問8-6	有価証券報告書の監査内容	42
問9-1	株主総会における監査役の口頭報告の有無	43
問9-2	株主総会における監査役に関連した質問の有無	43
問9-3	株主総会における監査役に関連した質問内容	44
問9-4	株主総会における監査役にに関する質問への回答	45
III	監査役（会）の日常監査について	46
問10-1	取締役会における監査役の発言状況	46
問10-2	取締役会における監査役の発言の内容	47
問10-3	取締役会における社外取締役の発言状況	48
問10-4	取締役会における社外取締役の発言の内容	49
問10-5	取締役会の決定に対する監査役の意見の影響	51
問10-6	個別事象に対する監査役の対応	52
問11-1	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無	53
問11-2	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期	53
問11-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	54
問11-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	54
問11-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	55
問11-6	会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況	55
問11-7	会計監査人の選任又は再任	56
問11-8	会計監査人の選任議案の決定プロセスへの監査役の関与状況	56
問11-9	会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議	57
問11-10	会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の同意書	58
問12-1	内部統制報告書提出状況	59
問12-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	60
問13-1	監査役の監査環境の整備	61
問13-2	監査役への報告体制の構築運用状況	61
問13-3	内部通報制度の有無	62
問13-4	監査役への通報窓口の有無	62
問14-1	監査役の報酬等の制度	63
問14-2	監査役への賞与の支給	63
問14-3	監査役年額報酬額	64
問14-4	「常勤」監査役の月額報酬レベル	67
IV	会社法改正の影響について	69
問15-1	監査等委員会設置会社への移行予定	69
問15-2	社外役員要件厳格化による「社外」資格の喪失	70
問15-3	新たな社外取締役の選任	71
問15-4	新たな社外監査役の選任	72
問16-1	会計監査人選任議案の決定プロセスの変化 1	74
問16-2	会計監査人選任議案の決定プロセスの変化 2	75
問16-3	会計監査人選任議案の決定プロセスの変化 3	76

総括

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の状況について

1. 執行部門の体制

- 取締役の総数は全体で 7.73 人(前回 7.75 人)となっており、大きな変化はない。また、取締役の人数が5人～8人の会社は 55.5%(前回 54.5%)と引き続き過半数を占めている。(問 1-4②④)。
- 社外取締役を選任している会社は、全体で 72.9%と前回より 8.6 ポイント増加しており、特に上場会社では約 14.2 ポイント増加し 71.9%となり、より独立した視点から経営の監督を行おうとする姿勢がうかがえる。また、会社法の改正や「コーポレートガバナンス・コード」制定の動向を踏まえ、社外取締役を導入する動きが加速していると考えられる。(問 1-4①)。
- 社外取締役の経歴の中で、「親会社の役職員」(33.1%)と「大株主の役職員」(19.6%)が合わせて 52.7%と依然過半を占めているものの、前回と比べ 5.9 ポイント減少している。その一方で、今回新設した「親会社以外のグループ会社の役職員」が 4.9%を記録しており、会社法改正により、親会社の役職員が社外要件を満たさなくなること及び社外取締役を起用しないことが相当でない理由を事業報告に記載するとともに定時株主総会で説明することがどのように影響しているのかについては様子を見る必要がある(問 1-5)。
- 上場会社では、「親会社の役職員」が 8.8%(前回 10.6%)となり、1 割を下回った。また、「大株主の役職員」が 15.9%(前回 19.4%)となり、両者を合わせて 24.7%と前回と比べて 5.3 ポイント減少しており、代わりに「公認会計士または税理士」(4.9%→5.0%)、「弁護士」(7.6%→9.9%)、「大学教授」(8.1%→9.2%)が増加している(問 1-5)ことから、独立性を重視する傾向が見られる。
- 社外監査役の場合は「公認会計士または税理士」と「弁護士」が全体で 31.6%を占めるが(問 1-2 参照)、社外取締役では合わせて 7.3%と前回より 1.3 ポイント増加しているものの依然少数である(問 1-5)。
- 上場会社において証券取引所が規定する独立役員を届け出ている会社は 95.7%と前回同様高い割合を占めた(問 1-6①)。人数はまだ社外監査役が社外取締役の2倍強であるが、社外監査役が 1.55 人から 1.53 人に減少したのに対し、社外取締役は 0.56 人から 0.74 人と増加している(問 1-6②)。
- 社外監査役のみを独立役員として届け出ている会社は全体の 45.8%で前回から大きく減少(16.9 ポイント)し、半数を下回った。また、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社が 15.9 ポイント増加して 45.8%となり、前者と同じ比率となった。特に大会社においては、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社が前回より 15.9 ポイント増加して 47.0%となり、社外監査役のみを届け出ている会社の比率(44.5%)を上回った(問 1-6③)。独立役員として取締役を選任することを努力目標とする取引所規則が影響しているものと思われ、コーポレートガバナンス・コードが制定された場合、この傾向は更に強まるものと思われる。
- 執行役員制度を採用している会社は全体で 59.7%と前回(59.3%)から微増し、上場会社では 69.2%→69.4%、非上場会社では 47.6%→48.4%、大会社では 63.9%→64.5%、大会社以外では 38.6%→40.5%となっている(問 1-7①)。
- 執行役員の平均人数は、10.71 人(前回 10.67 人)で、上場会社と大会社の区分でも微増しているものの、大きな変動はない。なお、取締役との兼務者の平均人数は、4.93 人(前回 4.94 人)と大きな変動はない(問 1-7②)。
- 委員会設置会社の指名委員会や報酬委員会に相当する機関を設置している会社は、全体では 1.0 ポイント減少して 7.7%となっており、上場会社でも 0.5 ポイント減少して 11.1%となっている。大半の会社はこれらの委員会に相当する機関を設置しておらず、委員会設置会社の長所を取り入れるハイブリッド型の制度を取り入れている会社はまだ少数にとどまっている(問 1-12)。
- 委員会設置会社の指名委員会や報酬委員会に相当する機関を設置している会社のうち、上場会社においては、報酬委員会相当の機関を設置している会社の比率が 0.6 ポイント減少して 10.7%となっているが、指名委員会相当の機関を設置している会社の割合は 0.6 ポイント増加したものの 6.4%にとどま

っている(問 1-12)。

2. 監査役の体制

- 監査役総数平均(全体で 3.26 人)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率)とも全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は約7割(67.2%)である(問 1-1①)。
- 社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」(21.9%)、「大株主の役職員」(8.1%)、「取引銀行の役職員」(7.0%)、「取引先の役職員」(5.6%)といった独立性が比較的低いと言われているものが合計 42.6%となり、前回調査より 4.2 ポイント減少した。ただし、今回新設した「親会社以外のグループ会社の役職員」は 4.4%を記録しており、独立性の低い経歴が減少しているとい概には言えない。他方、「会社と無関係な会社の役職員」(12.7%)、「公認会計士又は税理士」(15.7%)、「弁護士」(15.9%)といった独立性が比較的高いと言われているものが全体で合わせて 44.3%となり、前回調査より 1.0 ポイント増加した。改正会社法が施行され社外要件が厳格化されると親会社の役職員は社外要件を満たさなくなることの影響があると考えられる(問 1-2)。
- 社内監査役の経歴については、「監査関係以外の部長等」が前回に比べて 0.5 ポイント減少したものの 23.2%と最も多い。次いで「取締役」が 0.4 ポイント増加し、19.2%であった。前職が執行側の要職であった社内監査役の割合は、54.9%と前回と比べて 1.3 ポイント増加している(問 1-3)。非上場会社及び大会社以外の会社では、「2. 社長」及び「6. 執行役(員)」が人数・比率とも増加している。
- 監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で 44.9%、前回(43.7%)に比べ 1.2 ポイント増加しており、全ての会社区分で微増している。一方、スタッフ総数平均は全体で 1.85 人(前回 1.89 人)、内訳は専属 0.65 人(前回 0.67 人)、兼任 1.20 人(前回 1.22 人)と微減しているのは懸念されることである。また、専属スタッフのみの会社(2.11 人→2.04 人)及び兼任スタッフのみの会社(1.69 人→1.65 人)でも微減している。(問 1-8②)。
- 他部署と兼務する監査役スタッフの兼務先は、内部監査部門系との兼務がほぼ半数を占めている(48.8%→44.6%)状況は前回から変化はない。ただし、非上場会社及び大会社以外の会社では、総務系のスタッフも多く、内部監査部門系と同水準である(非上場会社 34.2%、大会社以外の会社 40.0%)(問 1-9)。
- 「監査役スタッフに対する人事同意権がない」との回答が大半(68.2%)を占め、特に非上場会社や大会社以外の会社では比率が高い。非上場会社や大会社以外の会社では、執行側の意向に影響される面が強いことがうかがえる(問 1-10)。
- 監査役の新英文推奨呼称の公表から約 2 年経過し、採用している会社は全体で 4.8 ポイント増加し 39.0%となった。より英文呼称の必要性が高いと思われる上場会社では 5.9 ポイント増加し 46.1%、大会社では 6.2 ポイント増加し 42.9%となり、全体と比較してかなり比率が高くなっている(問 1-13)。

II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

1. 監査役選任議案の決定プロセスへの関与状況

- 「代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 84.4%と依然大半を占めている。なお、監査役(会)が監査役候補者の選定に積極的に関わる「社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 4.2%、「社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 7.5%、「執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は 4.6%と、それぞれ増加しており、合計で 16.3%と前回から 2.7 ポイント増加している(問 2-2)。
- 選任同意の理由について、最も多いのは、前回同様「会社の状況に通じているから」で、全体で 1.1 ポイント減少したものの 50.2%となっている。次に多いのは「会計・財務に関する知見を有するから」で、全体で 37.6%と 1.7 ポイント減少している。上場会社でも比率は減少していることが注目される。また、「親会社や大株主の役職員だから」は前回の調査では比率が増加していたが、今回の調査では減少しており、全体で 4.6 ポイント減少し 27.0%、上場会社では 4.3 ポイント減少し 13.5%、大会社では 5.0 ポイント減少し 26.9%となり、また非上場会社でも依然としてやや高い比率ではあるが 5.5 ポイント減少し 42.8%

となっている。他方、「弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」は上場会社で 4.4 ポイント増加し 31.2%、大会社では 2.6 ポイント増加し 21.9%となった。会社法の改正により親会社の役職員が社外要件を満たさなくなることが影響しているものと考えられる(問 2-3)。

2. 任期途中における監査役の辞任の有無とその理由

- 任期途中で辞任した監査役がいた会社は、上場会社では 21.2%、非上場会社では 33.0%、大会社では 28.3%、大会社以外では 20.7%であった。非上場会社の比率が上場会社の比率を大きく上回っており、辞任を余儀なくされるケースが多いことが推測される(問 3-1)。辞任の理由は、「その他一身上の都合によるもの」が一番多く、一身上の都合による辞任が自発的な辞任であるかは明確ではないが、全体では 49.5%で、特に上場会社では 60.9%であった。「役職定年等、社内規定によるもの」、「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」という明らかに辞任監査役の意思によらない会社都合による辞任は全体として合わせて 46.3%と 5.1 ポイント減少した。非上場会社も 55.5%と 2.6 ポイント減少しているものの、依然高水準となっている(問 3-2)。
- 「事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった」が全体で 7 割を超えており、辞任の理由が開示されている会社は依然として少ない(問 3-3)。

3. 事業報告作成への監査役の間与、及び「財務及び会計に関する知見を有する者」の記載について

- 74.7%の会社において、事業報告作成にあたり、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場が設けられている(問 4-1)。
- 監査役の財務及び会計に関する知見を開示している会社は全体で 6.1 ポイント減少し、75.4%となった。大半の会社で財務及び会計に関する知見を有している監査役を選任していることがうかがえるものの、比率は減少している。事業報告に記載がないことをもって選出された監査役に財務及び会計に関する知見がないと判断できるわけではないが、気がかりではある(問 4-2①)。公開会社全体として知見者がいる会社はやや減少しており、3名以上いる会社は 0.9 ポイント減少し 37.2%、2名いる会社は 3.0 ポイント減少し 18.3%、1名いる会社は 2.1 ポイント減少し 19.9%となっている(問 4-2②)。
- 財務及び会計に関する知見者の属性は、「非常勤社外監査役」が最も多く、依然として 6 割を超えているものの、やや減少している(全体で 1.9 ポイント減少)。他方、「常勤社内監査役」がやや増加している(全体で 1.2 ポイント増加)(問 4-2③)。また、知見者の経歴としては「公認会計士や税理士等」が 23.7 %と最も多かった。次に「金融機関経験」が 15.9%、「経理・財務部門経験」が 15.6%、「弁護士」が 14.9%と続いた。社内/社外、常勤/非常勤の組み合わせで見ると、常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合は金融機関出身者が中心となっていることは前回と変わっていない。ただし、常勤社外について、「金融機関経験者」が 2.5 ポイント減少し、代わりに「公認会計士・税理士等」が 5.6 ポイント増えていることが注目される。非常勤社外については、いわゆる会計に関連した資格者と弁護士が中心となっているが、金融機関出身者も一定数含まれている。また、他社での「CFO 等、財務部門役員」、「経理・財務部門経験」、「他社の監査役経験」が、非常勤社外で減少しており、他社には親会社も含まれることから、会社法改正により社外要件が厳格化されることが影響した可能性がある(問 4-2④)。

4. 内部統制システムに係る取締役会決議

- 内部統制システムに不都合がないか検討している「見直しの決議を行った」と「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」の合計が 70.5%と依然大半を占めているが、2.2 ポイント減少している。上場会社でも 78.2%と 8 割近くに達しているが、1.1 ポイントの微減となっている(問 5-1)。
- 「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の見直しの増加については、特に上場会社においては 3.5 ポイント増加して 34.1%となり、最も見直されている項目となっている。企業集団の内部統制体制についての見直しが増加したのは、子会社で不祥事が発生している事例が多いことが影響しているものと思われる(問 5-2)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の記載については、全体で「ある程度記載されている」が 1.0 ポイン

ト増加して 33.7%となったものの、「十分に記載されている」が 2.2 ポイント減少し 29.3%となっている(問 5-4)。会社法改正の結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられる影響は注視する必要がある。

5. 監査役会監査報告の作成について

- 監査報告の作成にあたっては「社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が 65.2%と 1.3 ポイント減少しているが、前回調査では 15.5 ポイントの大幅な減少があったことを踏まえると、下げ止まっていることがうかがえる(問 6-2)。
- 監査報告作成のための審議の回数は1回が最も多い(51.7%)。法律上「1回以上」と規定されている(会社法施行規則 130 条 3 項)が、複数回審議している会社もある。ほとんどの会社の審議回数が3回以下で4回以上は 4.1%と極めて少数であることに変わりはない(問 6-1)。
- 個別意見の付記があった会社は 4.2%と前回より微増しているものの、依然としてごく少数である(問 6-3)。

6. 決算短信・有価証券報告書の監査実施状況、及び有価証券報告書の提出時期

- 決算短信、有価証券報告書ともに監査を行う会社の比率が、全体では 0.7 ポイント減少し、決算短信、有価証券報告書ともに監査しない会社は、全体では 1.6 ポイントと微増している。決算短信、有価証券報告書のいずれかしか監査しない会社の比率はそれぞれ 10%以下となっており、監査する以上は両方監査する会社が多いことを示している(問 7-3、問 8-5)。
- 有価証券報告書の提出時期については、株主総会終了後に提出する会社が大半を占めている状況に変わりはない(問 8-3)。

Ⅲ 監査役(会)の日常監査について

1. 監査役取締役会での発言について

- 全体の 84.9%の会社が監査役は「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」と回答している(上場会社では 92.5%)。社外取締役の場合は 89.8%と監査役を上回っており、取締役である監査委員はすべての会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が(「第 15 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 12-1)、監査役も取締役会において積極的に発言している様子がうかがえる。(問 10-1、問 10-3)。「株主に与える影響、株主利益の視点」と「株主以外のステークホルダーの利益の視点」について、前回調査と同様に、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高かった(問 10-2)。
- 取締役会における発言内容として最も多いのは「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、監査役は 2.9 ポイント増加し 87.2%、社外取締役は 0.2 ポイント増加し 77.2%となっている。「法令・定款への遵守性」については、社外取締役 42.6%に対し、監査役 79.3%と大きく異なっている。これは、監査役は適法性を監査する責務を負っていることから生じる差異といえる。「株主に与える影響、株主利益の視点」については、監査役、社外取締役とも、上場会社が非上場会社に比べて比率が高いが、社外取締役の場合は非上場会社でも 31.4%(監査役 18.4%)とかなりの比率となっており、法的に義務付けられていない社外取締役を選任する上で期待値の高い項目と考えられる。(問 10-2、問 10-4)。
- 委員会設置会社との比較では、ほとんどの項目において委員会設置会社の方が高い比率を示しているのは前回同様である(「第 15 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 12-2)
- 「取締役会の決定に監査役の見解が影響を与えたことがある」会社が 2.0 ポイント増加し最も多くなった(27.0%)。また、上場会社では 1.8 ポイント増加し、32.8%となった。また、決定に影響を与えることがなかった場合でも、「日常のコミュニケーションが十分であるため決定に影響を与えることがなかった」(26.2%)及び「指摘は真摯に受け止められている」会社(25.6%)が合わせて 51.8%あり、監査役が十分

に機能していることがわかる(問 10-5)。

- 株主総会において監査役からの口頭報告を行った会社は 87.5%と大半を占めている。特に、上場会社では口頭報告を行った会社が 98.5%と、ほぼすべての会社で行われている(問 9-1)。

2. 個別事象に対する監査役の対応

- 会社において将来重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査役の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」(78.8%)、あるいは「関係する取締役から事情を聞いた」(77.3%)等情報収集に努めるものが多い。「関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が 54.4%と半数を超えているが、「取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が 26.5%と低く、監査役としての責務の履行の観点からはやや気がかりである(問 10-6)。

3. 会計監査人との関係

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては 93.9%の会社で担当取締役等執行部門から監査役に事前の情報提供があった。なお、大会社以外が 5.2 ポイント増加し 85.1%に上昇している(問 11-1)。会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で 72.9%と前回より 3.2 ポイント増加しているが、担当取締役等からの事前の情報提供に比べて 21 ポイント少ない。監査役と会計監査人の連携が進んでいることがうかがえる結果となっているが、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査役の同意が執行側の提案に対する同意ということによるところが大きいと思われる(問 11-3)。
- 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 43.3%と最も多い(問 11-2)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、全体で「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計が 89.2%となっており、前回同様監査役(会)は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる(問 11-5)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 1.1 ポイント増加して 39.9%と最も多い(問 11-4)。
- 会計監査人の選任について、「執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 2.7 ポイント増加し 90.0%であり、全ての会社区分でやや増加している。ほとんどの会社において会社法上与えられている同意権に沿った対応をしていると考えられる。会社法改正の結果、会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移るとどのような変化が起こるか注視する必要がある(問 11-8)。
- 会計監査人の再任については、「前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」の比率が 95.4%と若干増加したものの、ほとんどの会社が再任している傾向に変化はない。ただし、大会社以外の会社では、「今期新たに選任した」が 4.4 ポイント増加し 12.0%となっている(問 11-7)。再任に際しては、法律上、監査役会に同意は求められていないものの監査役会が口頭又は書面により同意している会社は 75.0%に上り、執行側としても監査役の同意をある程度重視していることがうかがわれる。会社法改正の結果、会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移るとどのような変化が起こるか注視する必要がある(問 11-10)。

4. 監査役の監査環境について

- 「十分理解を得られている」が前回より 0.8 ポイント減少し 52.2%となっている。ただし、「十分理解を得られている」と「ある程度理解を得られている」の合計は全体で 0.6 ポイント増加し 94.7%となっており、ほとんどの会社で執行部門から一定の理解は得られている。なお、大会社以外の会社では、「あまり理解を得られていない」が 3.2 ポイント減少し 6.3%となり、また、「ある程度理解を得られている」が 4.6 ポイント増加し 48.1%となっており、改善状況が見られる(問 13-1)。
- 監査役への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が 53.9%、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」は 34.9%で前回と大きな変化はなかった(問 13-2)。

なお委員会設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が 90.0%から 80.0%に減少しているものの、監査役と監査委員会の間では依然として大きな差がある(「第 15 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 15)。

- 監査役が内部通報の窓口になっている会社は各区分において 2 割前後と多くはないが、若干増加(0.5ポイント)している。取締役の職務執行の監査という監査役の職責を考えると、監査役への報告体制の一環として、内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、監査役への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(問 13-4)。

IV 会社法改正に伴う各種の対応について

1. 監査等委員会設置会社への移行予定について

- 最も多い「検討していないし、今後も検討の予定はない」及び「検討するかどうか未定である」が合計で 78.6%を占め、大半の会社は調査の時点では監査等委員会設置会社への移行は予定していなかったと見られる。しかし、「3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない」と「6. 検討するかどうか未定である」といった、まだ結論を出していない会社が 46.8%あり、今後さらに増加するか、引き続き注視していく必要がある(問 15-1)。

2. 社外役員の要件厳格化について

- 「社外取締役もしくは社外監査役はいるが、「社外」資格を失う社外取締役・社外監査役はいない」が全体で 53.8%となり、特に上場会社では 74.2%を占めている。他方、非上場会社では、「社外取締役全員が「社外」資格を失う」が 34.1%、「社外監査役全員が「社外」資格を失う」が 25.7%になった。非上場会社では、社外役員の多くが「親会社の役職員」であることから、会社法改正による社外役員の要件厳格化の影響をより強く受けることがうかがえる(問 15-2、問 1-2 及び問 1-5 参照)。
- 社外監査役が半数に満たなくなる場合の対応としては、上場会社の場合、「社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、選任する予定である」が 3.5%、「社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、監査役会を廃止することで対応する」が 0.4%で、「5. 検討中である」が 7.9%となっている。一方、非上場会社の場合、「社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、選任する予定である」が 4.9%、「社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、監査役会を廃止することで対応する」が 10.1%で、「検討中である」が 37.8%となっている。非監査役会設置会社への移行を選択しない会社の多くは、未だ対応を決めかねている状況であると考えられる(問 15-4)。
- 社外取締役について、「現在社外取締役はいない、もしくは会社法改正の結果社外資格喪失により不在となるため、改めて選任する」が、上場会社では 8.7%であるのに対し、非上場会社では 3.3%であった。他方、「現在社外取締役はいない、もしくは会社法改正の結果社外資格喪失により不在となるが、今後も選任する予定はない」が、上場会社で 1.7%、非上場会社で 10.1%となっており、社外取締役の設置を強く求められていない非上場会社においては、敢えて新たに社外取締役を選任する方向には力が働かない傾向があることを示している(問 15-3)。

3. 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化について

- 会計監査人との連携については、「既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは考えていない」が全体で 57.5%、上場会社では 63.9%となった。大半の会社では、会計監査人との連携等が進められていることがうかがえる(問 16-1)。
- 社内体制等については、「特に変化は予定されていない」会社が 81.8%と大多数を占めている(問 16-2)。その一方で、「現在のところ新規の試みは特に考えていない」は全体で 20.5%であり、非上場会社では 29.3%に上っている。対応を決めかねている会社も含まれていると思われ、今後の動向を注視する必要がある。(問 16-1)。

□ 議案の決定プロセスについては、最も多いのは「議案決定のプロセスについては現時点では未検討で今後の課題となっている」であり、44.0%となった。会計監査人の選解任議案の決定プロセスについては、多くの会社で課題となっている状況がうかがえる。次に多いのは「従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する予定である。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる予定である」で、従来の同意権の場合と同様のプロセスを継続する会社が 36.7%となった(問 16-3)。

アンケート実施状況

実施期間： 平成 26 年 10 月 21 日 (火) ～11 月 14 日 (金)
対象者： 当協会会員のうち監査役設置会社及び監査役会設置会社 5,790 社
(平成 26 年 10 月 14 日時点の会社数)
実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより 1 社 1 回答
回答数： 有効回答数 3,123 社 回答率 53.9%

回答会社属性

現在の会社機関構成(F1)

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
1.取締役会＋監査役会＋会計監査人	2,470	80.0%	2,448	78.4%
2.取締役会＋監査役＋会計監査人	268	8.7%	299	9.6%
3.取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	305	9.9%	324	10.4%
4.取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	11	0.4%	4	0.1%
5.その他	32	1.0%	48	1.5%
回答社数	3,086	100.0%	3,123	100.0%

定時総会前の会社機関構成(F2)

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
1.現在と同じ	2,907	94.2%	2,939	94.1%
2.取締役会＋監査役会＋会計監査人	72	2.3%	49	1.6%
3.取締役会＋監査役＋会計監査人	36	1.2%	41	1.3%
4.取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	50	1.6%	68	2.2%
5.取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	9	0.3%	7	0.2%
6.委員会設置会社	1	0.0%	1	0.0%
7.その他	11	0.4%	18	0.6%
回答社数	3,086	100.0%	3,123	100.0%

上場分類別社数

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
上場	1,667	54.0%	1,685	54.0%
1.一部上場	993	32.2%	1,023	32.8%
2.二部上場	302	9.8%	282	9.0%
3.札幌・福岡・セントレックス	19	0.6%	19	0.6%
4.マザーズ	81	2.6%	79	2.5%
5.ジャスダック	271	8.8%	281	9.0%
6.その他上場	1	0.0%	1	0.0%
非上場	1,419	46.0%	1,438	46.0%
回答社数	3,086	100.0%	3,123	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
1.大会社	2,503	81.1%	2,478	79.3%
2.大会社以外	559	18.1%	624	20.0%
3.その他	24	0.8%	21	0.7%
回答社数	3,086	100.0%	3,123	100.0%

(「3. その他」は、協同組合・独立行政法人等であり、大会社/大会社以外の集計からは除外)

純粋持株会社(F3)

	2013年		2014年	
	数	割合	数	割合
1.純粋持株会社である	200	6.5%	220	7.0%
2.純粋持株会社ではない	2,886	93.5%	2,903	93.0%
回答社数	3,086	100.0%	3,123	100.0%

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

問 1-1 監査役数

① 監査役平均人数

(上段:人数) (下段:比率)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
常勤社内監査役数	0.94	0.94	1.11	1.11	0.74	0.74	1.02	1.02	0.60	0.59	
	28.7%	28.8%	29.9%	30.1%	26.6%	26.9%	29.3%	29.3%	25.8%	25.1%	
常勤社外監査役数	0.39	0.38	0.37	0.36	0.42	0.40	0.39	0.37	0.43	0.43	
	11.9%	11.7%	10.0%	9.8%	15.1%	14.5%	11.2%	10.6%	18.5%	18.3%	
常勤監査役数合計	1.33	1.32	1.48	1.47	1.17	1.14	1.40	1.39	1.03	1.02	
	40.5%	40.5%	39.9%	39.8%	42.1%	41.5%	40.2%	39.9%	44.2%	43.4%	
非常勤社内監査役数	0.12	0.13	0.12	0.12	0.13	0.13	0.12	0.12	0.10	0.12	
	3.7%	4.0%	3.2%	3.3%	4.7%	4.7%	3.4%	3.4%	4.3%	5.1%	
非常勤社外監査役数	1.83	1.81	2.12	2.11	1.49	1.47	1.96	1.96	1.21	1.21	
	55.8%	55.5%	57.1%	57.2%	53.6%	53.5%	56.3%	56.3%	51.9%	51.5%	
非常勤監査役数合計	1.95	1.94	2.23	2.23	1.61	1.61	2.08	2.08	1.31	1.33	
	59.5%	59.5%	60.1%	60.4%	57.9%	58.5%	59.8%	59.8%	56.2%	56.6%	
社外監査役数合計	2.22	2.19	2.49	2.47	1.91	1.87	2.35	2.33	1.63	1.63	
	67.7%	67.2%	67.1%	66.9%	68.7%	68.0%	67.5%	67.0%	70.0%	69.4%	
社内監査役数合計	1.06	1.06	1.23	1.22	0.87	0.87	1.14	1.14	0.70	0.71	
	32.3%	32.5%	33.2%	33.1%	31.3%	31.6%	32.8%	32.8%	30.0%	30.2%	
監査役数合計	3.28	3.26	3.71	3.69	2.78	2.75	3.48	3.48	2.33	2.35	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- ・全体としての監査役総数は前回と比較して微減(全体:3.28人→3.26人)。
- ・常勤の構成比は40.5%と前回と同じであり、また社外の構成比67.2%も前回と比較して微減で、それぞれ大きな変化はない。

問 1-1 監査役数

②監査役平均人数 機関設計別

(上段:人数) (下段:比率)	取締役会 +監査役会 +会計監査人		取締役会 +監査役 +会計監査人		取締役会 +監査役(業務 監査権限あり)		取締役会 +監査役(会計 監査権限のみ)		その他	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
常勤社内監査役数	1.00	1.01	0.82	0.79	0.63	0.61	0.55	0.75	0.53	0.58
	27.9%	28.3%	37.4%	36.2%	32.1%	31.4%	35.5%	42.9%	17.5%	19.6%
常勤社外監査役数	0.41	0.38	0.30	0.32	0.36	0.38	0.36	0.25	0.47	0.46
	11.5%	10.6%	13.7%	14.7%	18.4%	19.6%	23.2%	14.3%	15.5%	15.5%
常勤監査役数合計	1.41	1.39	1.12	1.11	0.98	0.99	0.91	1.00	1.00	1.04
	39.4%	38.9%	51.1%	50.9%	50.0%	51.0%	58.7%	57.1%	33.0%	35.1%
非常勤社内監査役 数	0.11	0.12	0.19	0.15	0.09	0.11	0.09	0.00	0.25	0.23
	3.1%	3.4%	8.7%	6.9%	4.6%	5.7%	5.8%	0.0%	8.3%	7.8%
非常勤社外監査役 数	2.05	2.06	0.88	0.92	0.89	0.84	0.55	0.75	1.78	1.69
	57.3%	57.7%	40.2%	42.2%	45.4%	43.3%	35.5%	42.9%	58.7%	57.1%
非常勤監査役数合計	2.17	2.18	1.07	1.07	0.98	0.95	0.64	0.75	2.03	1.92
	60.6%	61.1%	48.9%	49.1%	50.0%	49.0%	41.3%	42.9%	67.0%	64.9%
社外監査役数合計	2.46	2.44	1.19	1.24	1.25	1.22	0.91	1.00	2.25	2.15
	68.7%	68.3%	54.3%	56.9%	63.8%	62.9%	58.7%	57.1%	74.3%	72.6%
社内監査役数合計	1.12	1.13	1.01	0.94	0.71	0.73	0.64	0.75	0.78	0.81
	31.3%	31.7%	46.1%	43.1%	36.2%	37.6%	41.3%	42.9%	25.7%	27.4%
監査役数合計	3.58	3.57	2.19	2.18	1.96	1.94	1.55	1.75	3.03	2.96
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・機関設計別の構成比については、「取締役会+監査役+会計監査人」において社外監査役の割合が増加している(54.3%→56.9%)。他方、それ以外の機関設計においては、社外監査役の割合はやや減少している。

問 1-1 監査役数

③監査役人数

(上段:社数) (下段:比率)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2013年	2014年								
監査役人数	1名	151	157	1	2	150	155	43	38	107	118
		4.9%	5.0%	0.1%	0.1%	10.6%	10.8%	1.7%	1.5%	19.2%	18.9%
	2名	301	340	0	3	301	337	117	133	182	206
		9.8%	10.9%	0.0%	0.2%	21.2%	23.4%	4.7%	5.4%	32.6%	33.1%
	3名	1,466	1,467	718	738	748	729	1,220	1,198	243	265
		47.5%	47.0%	43.1%	43.9%	52.7%	50.7%	48.8%	48.4%	43.5%	42.5%
	4名	901	885	727	715	174	170	873	852	26	31
		29.2%	28.4%	43.7%	42.5%	12.3%	11.8%	34.9%	34.4%	4.7%	5.0%
	5名	236	238	199	204	37	34	223	227	0	2
		7.7%	7.6%	12.0%	12.1%	2.6%	2.4%	8.9%	9.2%	0.0%	0.3%
	6名以上	29	32	20	19	9	13	26	27	0	1
		0.9%	1.0%	1.2%	1.1%	0.6%	0.9%	1.0%	1.1%	0.0%	0.2%
	回答社数	3,084	3,119	1,665	1,681	1,419	1,438	2,502	2,475	558	623
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回と同様に監査役数3名及び4名の会社で全体の75%超を占めているものの、割合は微減している。一方、監査役数5名以上の社数は減少しておらず、監査役数2名の会社が増加している。これは、監査役会を設置している会社数の減少と関連しているものと考えられる(9ページ回答会社属性「現在の会社機関構成(F1)」参照)。

問 1-2 社外監査役の前職又は現職

(上段:人数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 親会社の役職員	1,602	1,502	252	231	1,350	1,271	1,331	1,218	270	281
	23.3%	21.9%	6.1%	5.5%	49.8%	47.2%	22.7%	21.1%	29.0%	27.3%
2. 親会社以外の グループ会社の 役職員	—	303	—	79	—	224	—	260	—	43
	—	4.4%	—	1.9%	—	8.3%	—	4.5%	—	4.2%
3. 大株主の役職員	680	552	396	317	284	235	608	507	68	42
	9.9%	8.1%	9.5%	7.6%	10.5%	8.7%	10.4%	8.8%	7.3%	4.1%
4. 取引銀行の役職員	506	483	394	388	112	95	467	441	38	39
	7.4%	7.0%	9.5%	9.3%	4.1%	3.5%	8.0%	7.6%	4.1%	3.8%
5. 取引先の役職員	426	385	306	280	120	105	384	354	31	27
	6.2%	5.6%	7.4%	6.7%	4.4%	3.9%	6.5%	6.1%	3.3%	2.6%
6. 会社と無関係 な会社の役職員	874	868	661	647	213	221	677	641	195	223
	12.7%	12.7%	15.9%	15.5%	7.9%	8.2%	11.5%	11.1%	20.9%	21.7%
7. 公認会計士又 は税理士	1,020	1,074	821	871	199	203	863	887	148	179
	14.9%	15.7%	19.8%	20.9%	7.3%	7.5%	14.7%	15.3%	15.9%	17.4%
8. 弁護士	1,078	1,090	896	905	182	185	974	964	95	118
	15.7%	15.9%	21.6%	21.7%	6.7%	6.9%	16.6%	16.7%	10.2%	11.5%
9. 大学教授	142	150	121	123	21	27	133	138	7	7
	2.1%	2.2%	2.9%	3.0%	0.8%	1.0%	2.3%	2.4%	0.8%	0.7%
10. 官公庁	128	142	82	105	46	37	120	130	5	11
	1.9%	2.1%	2.0%	2.5%	1.7%	1.4%	2.0%	2.2%	0.5%	1.1%
11. その他	408	308	225	218	183	90	312	239	74	59
	5.9%	4.5%	5.4%	5.2%	6.8%	3.3%	5.3%	4.1%	7.9%	5.7%
合計人数	6,864	6,857	4,154	4,164	2,710	2,693	5,869	5,779	931	1,029
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 全体として「1.親会社の役職員」及び「3.大株主の役職員」が前回から引き続き人数、比率とも減少し、合計で 3.2 ポイント減少して 30.0%となった。他方、今回新設した「親会社以外のグループ会社の役職員」は 4.4%を記録している。また、独立性の高い経歴である「7. 公認会計士又は税理士」及び「8. 弁護士」は人数、比率とも微増している。会社法の改正では社外要件が厳格化され、親会社の役職員は社外要件を満たさなくなる見込みであることが影響しているものと考えられ、傾向値としてはもう少し様子を見る必要がある。
- 上場会社においては、「1.親会社の役職員」、「3.大株主の役職員」、「4.取引銀行の役職員」、「5.取引先の役職員」が引き続き減少している(前々回 33.3%→前回 32.5%→今回 29.1%)。他方、独立性の高い「6.会社と無関係な会社の役職員」「7.公認会計士又は税理士」、「8.弁護士」、「9.大学教授」は引き続き増加している(前々回 59.6%→前回→60.2%→今回 61.1%)。大会社について行った同様の分析では、前者の割合は 48.6%→47.6%→43.6%、後者の割合は 44.4%→45.1%→45.5%と推移しており、上場会社、大会社いずれも独立性の高い経歴を有する者の比率がやや増加している。

問 1-3 社内監査役の前職

(上段:人数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 会長・副会長	18	13	7	5	11	8	10	11	8	2
	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.9%	0.6%	0.4%	0.4%	1.9%	0.4%
2. 社長	54	84	20	25	34	59	41	60	13	24
	1.6%	2.4%	1.0%	1.2%	2.7%	4.3%	1.5%	2.0%	3.0%	5.1%
3. 副社長	48	48	41	39	7	9	46	44	2	4
	1.5%	1.4%	2.0%	1.8%	0.6%	0.7%	1.6%	1.5%	0.5%	0.8%
4. 専務・常務	519	520	309	309	210	211	458	468	53	45
	15.8%	14.8%	15.2%	14.6%	16.8%	15.2%	16.3%	15.6%	12.3%	9.6%
5. 取締役	617	672	376	406	241	266	519	552	93	112
	18.8%	19.2%	18.5%	19.1%	19.3%	19.2%	18.5%	18.4%	21.6%	23.8%
6. 執行役(員)	505	587	359	398	146	189	484	540	21	43
	15.4%	16.7%	17.7%	18.7%	11.7%	13.7%	17.2%	18.0%	4.9%	9.1%
7. 相談役・顧問・ 嘱託	109	110	65	64	44	46	86	87	23	23
	3.3%	3.1%	3.2%	3.0%	3.5%	3.3%	3.1%	2.9%	5.3%	4.9%
8. 監査関係部長 等	317	345	218	227	99	118	261	285	51	58
	9.7%	9.8%	10.7%	10.7%	7.9%	8.5%	9.3%	9.5%	11.9%	12.3%
9. 監査関係以外 の部長等	777	812	491	497	286	315	676	708	93	98
	23.7%	23.2%	24.2%	23.4%	22.9%	22.8%	24.0%	23.6%	21.6%	20.8%
10. その他	315	316	142	153	173	163	230	244	73	62
	9.6%	9.0%	7.0%	7.2%	13.8%	11.8%	8.2%	8.1%	17.0%	13.2%
合計人数	3,279	3,507	2,028	2,123	1,251	1,384	2,811	2,999	430	471
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・社内監査役の経歴については、「9.監査関係以外の部長等」が前回に比べて微減したものの 23.2%と最も多い。次に多いのが「5.取締役」で 0.4ポイント増加して 19.2%であった。
- ・前職が執行側の要職(選択肢1から6まで)であった社内監査役の比率は前回からやや増加している。(53.6%→54.9)。
- ・非上場会社及び大会社以外の会社では、「2. 社長」、「5. 取締役」及び「6. 執行役(員)」の人数が増加している。

問 1-4 取締役数

①社外取締役の設置の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
社外取締役あり	1,983	2,278	962	1,212	1,021	1,066	1,609	1,845	356	415
	64.3%	72.9%	57.7%	71.9%	72.0%	74.1%	64.3%	74.5%	63.7%	66.5%
社外取締役なし	1,103	845	705	473	398	372	894	633	203	209
	35.7%	27.1%	42.3%	28.1%	28.0%	25.9%	35.7%	25.5%	36.3%	33.5%
回答社数	3,086	3,123	1,667	1,685	1,419	1,438	2,503	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・社外取締役を選任する会社は全体で72.9%となり、前回より8.6ポイント増加した。
- ・特に、上場会社では14.2ポイント増加して7割を超え、社外取締役を選任する傾向が顕著である。会社法の改正や「コーポレートガバナンス・コード」制定の動向を踏まえ、社外取締役を導入する動きが加速していると考えられる。
- ・非上場会社も引き続き社外取締役を設置する会社の割合が高いが、これは親会社派遣の取締役も社外取締役とされることが影響しているものと思われ、会社法改正の結果どのような影響が出るか注目されるところである。

問 1-4 取締役数

②取締役平均人数

(人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2013年	2014年								
全体	取締役総数	7.75	7.73	7.78	7.87	7.72	7.58	7.96	8.05	6.37	6.16
	(内) 社外取締役	1.49	1.57	1.01	1.22	2.04	1.99	1.48	1.58	1.33	1.36
社外取締役設置会社	取締役総数	8.23	8.16	8.28	8.30	8.17	8.00	8.37	8.40	6.92	6.57
	(内) 社外取締役	2.31	2.16	1.75	1.70	2.84	2.68	2.30	2.12	2.08	2.04
社外取締役非設置会社	取締役総数	6.88	6.54	7.09	6.71	6.52	6.33	7.21	6.95	5.38	5.33

- ・全体として取締役総数は微減(7.75人→7.73人)しているが、社外取締役数は微増している(1.49人→1.57人)。

問 1-4 取締役数

③取締役平均人数 機関設計別

(人数)	取締役会 +監査役会 +会計監査人		取締役会 +監査役 +会計監査人		取締役会 +監査役(業務 監査権限あり)		取締役会 +監査役(会計 監査権限のみ)		その他	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
取締役総数	7.95	7.96	7.12	7.38	6.81	6.55	6.55	6.00	7.19	6.45
うち社外取締役	1.45	1.54	1.67	1.77	1.59	1.64	2.45	1.75	1.62	1.73

問 1-4 取締役数

④取締役総数

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1~3人	109	104	34	24	75	80	61	54	45	47
	3.6%	3.4%	2.1%	1.4%	5.3%	5.6%	2.5%	2.2%	8.2%	7.6%
4人	262	291	125	118	137	173	176	165	86	126
	8.6%	9.4%	7.5%	7.1%	9.8%	12.1%	7.1%	6.7%	15.6%	20.3%
5人	439	452	225	227	214	225	322	332	117	120
	14.3%	14.6%	13.6%	13.7%	15.2%	15.8%	12.9%	13.6%	21.2%	19.4%
6人	435	421	245	222	190	199	354	319	80	102
	14.2%	13.6%	14.8%	13.4%	13.5%	13.9%	14.2%	13.0%	14.5%	16.5%
7人	442	453	260	266	182	187	364	364	78	89
	14.4%	14.7%	15.7%	16.0%	13.0%	13.1%	14.6%	14.9%	14.1%	14.4%
8人	356	390	210	245	146	145	305	340	49	49
	11.6%	12.6%	12.7%	14.8%	10.4%	10.2%	12.3%	13.9%	8.9%	7.9%
9人	302	244	165	153	137	91	263	216	38	27
	9.9%	7.9%	10.0%	9.2%	9.8%	6.4%	10.6%	8.8%	6.9%	4.4%
10人	235	240	144	141	91	99	214	216	20	22
	7.7%	7.8%	8.7%	8.5%	6.5%	6.9%	8.6%	8.8%	3.6%	3.5%
11~15人	397	406	219	234	178	172	359	371	36	34
	13.0%	13.1%	13.2%	14.1%	12.7%	12.1%	14.4%	15.2%	6.5%	5.5%
16~20人	67	63	25	26	42	37	60	58	3	4
	2.2%	2.0%	1.5%	1.6%	3.0%	2.6%	2.4%	2.4%	0.5%	0.6%
21人以上	19	24	6	5	13	19	9	13	0	0
	0.6%	0.8%	0.4%	0.3%	0.9%	1.3%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%
回答社数	3,063	3,088	1,658	1,661	1,405	1,427	2,487	2,448	552	620
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・取締役総数が7名の会社が最も多く14.7%で、次に取締役総数5名の会社が14.6%、6名の会社が13.6%と続いている。
- ・全体として取締役5名以下の会社の割合が増加している(26.5%→27.4%)が、取締役8名の会社が全体で1.0ポイント増加し12.6%となっており、また取締役10名以上の会社の割合も微増(23.5%→23.7%)しており、傾向を読み取るには、今後の動向を注視する必要がある。
- ・なお、非上場会社では取締役4名の会社が2.3ポイント増加し12.1%となり、同じく大会社以外の会社では4.7ポイント増加し20.3%となった。

問 1-5 「社外」取締役の前職又は現職

(上段:人数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 親会社の 役職員	1,644 34.7%	1,637 33.1%	187 10.6%	182 8.8%	1,457 49.1%	1,455 50.6%	1,259 32.8%	1,173 29.6%	384 50.9%	440 51.8%
2. 親会社以 外のグループ 会社の役職員	— —	242 4.9%	— —	37 1.8%	— —	205 7.1%	— —	190 4.8%	— —	50 5.9%
3. 大株主の 役職員	1,130 23.9%	972 19.6%	344 19.4%	329 15.9%	786 26.5%	643 22.3%	968 25.2%	810 20.5%	152 20.1%	154 18.1%
4. 取引銀行 の役職員	119 2.5%	113 2.3%	72 4.1%	82 4.0%	47 1.6%	31 1.1%	105 2.7%	105 2.7%	12 1.6%	5 0.6%
5. 取引先の 役職員	462 9.8%	379 7.7%	197 11.1%	203 9.8%	265 8.9%	176 6.1%	329 8.6%	333 8.4%	62 8.2%	42 4.9%
6. 会社と無 関係な会社の 役職員	591 12.5%	717 14.5%	473 26.7%	572 27.6%	118 4.0%	145 5.0%	519 13.5%	619 15.6%	65 8.6%	85 10.0%
7. 公認会計 士又は税理 士	116 2.4%	121 2.4%	86 4.9%	104 5.0%	30 1.0%	17 0.6%	91 2.4%	99 2.5%	25 3.3%	20 2.4%
8. 弁護士	171 3.6%	241 4.9%	134 7.6%	205 9.9%	37 1.2%	36 1.3%	159 4.1%	219 5.5%	6 0.8%	15 1.8%
9. 大学教授	174 3.7%	214 4.3%	144 8.1%	190 9.2%	30 1.0%	24 0.8%	152 4.0%	196 4.9%	9 1.2%	8 0.9%
10. 官公庁	99 2.1%	103 2.1%	49 2.8%	67 3.2%	50 1.7%	36 1.3%	90 2.3%	98 2.5%	5 0.7%	1 0.1%
11. その他	230 4.9%	210 4.2%	85 4.8%	101 4.9%	145 4.9%	109 3.8%	164 4.3%	118 3.0%	35 4.6%	30 3.5%
合計人数	4,736 100.0%	4,949 100.0%	1,771 100.0%	2,072 100.0%	2,965 100.0%	2,877 100.0%	3,836 100.0%	3,960 100.0%	755 100.0%	850 100.0%

- ・社外取締役の経歴の中で、「1.親会社の役職員」(33.1%)と「3.大株主の役職員」(19.6%)の比率が合わせて52.7%と前回から5.9ポイント減少しているのに対し、今回新設した「親会社以外のグループ会社の役職員」は4.9%を記録している。また、独立性の高い「6.会社と無関係な会社の役職員」、「7.公認会計士又は税理士」、「8.弁護士」、「9.大学教授」の比率は合わせて26.1%となり、前回から3.9ポイント増加している。会社法の改正で社外要件が厳格化され、親会社の役職員は社外要件を満たさなくなるとともに、社外取締役を置かないことが相当でない理由を事業報告に記載し、且つ株主総会参考書類への記載が求められること、並びに独立役員として社外取締役を選任することを努力目標とするとの取引所規則が影響していると考えられるが、コーポレートガバナンス・コードが制定された場合の影響もあり、傾向値としてはもう少し様子を見る必要がある。
- ・上場会社では、「1.親会社の役職員」(8.8%)と「3.大株主の役職員」(15.9%)の比率が、合わせて24.7%と前回と比べて減少(5.3ポイント)しており、代わりに「7.公認会計士または税理士」(4.9%→5.0%)、「8.弁護士」(7.6%→9.9%)、「9.大学教授」(8.1%→9.2%)と増加している。
- ・社外監査役の場合は「7.公認会計士または税理士」と「8.弁護士」が全体で31.6%を占めるが(問1-2参照)、社外取締役では合わせて7.3%と前回より1.3ポイント増加しているものの依然少数である。

問 1-6 独立役員の届出状況

①独立役員届出人数（上場会社）

(社数)	全体(上場会社)				大会社				大会社以外			
	2013年		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年	
届け出あり	1,610	96.6%	1,613	95.7%	1,506	96.7%	1,502	96.3%	104	95.4%	111	88.1%
1人	654	39.2%	553	32.8%	598	38.4%	500	32.1%	56	51.4%	53	42.1%
2人	472	28.3%	436	25.9%	445	28.6%	406	26.0%	27	24.8%	30	23.8%
3人	239	14.3%	306	18.2%	225	14.4%	289	18.5%	14	12.8%	17	13.5%
4人	135	8.1%	190	11.3%	131	8.4%	182	11.7%	4	3.7%	8	6.3%
5人	61	3.7%	79	4.7%	59	3.8%	77	4.9%	2	1.8%	2	1.6%
6人以上	49	2.9%	49	2.9%	48	3.1%	48	3.1%	1	0.9%	1	0.8%
届け出なし	57	3.4%	72	4.3%	52	3.3%	57	3.7%	5	4.6%	15	11.9%
回答社数	1,667	100.0%	1,685	100.0%	1,558	100.0%	1,559	100.0%	109	100.0%	126	100.0%

- ・前回より比率は若干落ちたものの、前回同様ほぼすべての会社(95.7%)で独立役員の届け出がなされている。
- ・1人または2人の独立役員を届け出ている会社は減少しているが、3人以上の独立役員を届け出ている会社の割合は増加している。

問 1-6 独立役員の届出状況

②独立役員届出人数平均（上場会社）

(人数)	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
社外監査役	1.55	1.53	1.55	1.55	1.48	1.33
社外取締役	0.56	0.74	0.58	0.77	0.21	0.36
届け出人数合計	2.11	2.27	2.14	2.31	1.69	1.68

- ・平均人数は、社外監査役については大きな変化がないが、社外取締役の人数が増加している(0.56人→0.74人)

問 1-6 独立役員の届出状況

③独立役員届出状況別社数（上場会社）

(上段:社数) (下段:比率)	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
社外監査役のみ	1,009	739	924	668	85	71
	62.7%	45.8%	61.4%	44.5%	81.7%	64.0%
社外監査役及び社外取締役	481	738	468	706	13	32
	29.9%	45.8%	31.1%	47.0%	12.5%	28.8%
社外取締役のみ	120	136	114	128	6	8
	7.5%	8.4%	7.6%	8.5%	5.8%	7.2%
合計	1,610	1,613	1,506	1,502	104	111
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・社外監査役のみを届け出ている会社は全体で 16.9 ポイント減少して 45.8%となり、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社は 15.9 ポイント増加し、前者と同じ比率となった。特に大会社においては、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社が前回より 15.9 ポイント増加して 47.0%となり、社外監査役のみを届け出ている会社の比率を上回った。独立役員として取締役を選任することを努力目標とする取引所規則が影響しているものと思われるが、コーポレートガバナンス・コードが制定された場合、この傾向は更に強まるものと思われる。

問 1-7 執行役員数

①執行役員制度導入状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
執行役員制度あり	1,829	1,865	1,154	1,169	675	696	1,599	1,599	216	253
	59.3%	59.7%	69.2%	69.4%	47.6%	48.4%	63.9%	64.5%	38.6%	40.5%
取締役兼務者あり	1,147	1,180	735	757	412	423	1,039	1,053	104	120
	37.2%	37.8%	44.1%	44.9%	29.0%	29.4%	41.5%	42.5%	18.6%	19.2%
取締役兼務者なし	682	685	419	412	263	273	560	546	112	133
	22.1%	21.9%	25.1%	24.5%	18.5%	19.0%	22.4%	22.0%	20.0%	21.3%
執行役員制度なし	1,257	1,258	513	516	744	742	904	879	343	371
	40.7%	40.3%	30.8%	30.6%	52.4%	51.6%	36.1%	35.5%	61.4%	59.5%
回答社数	3,086	3,123	1,667	1,685	1,419	1,438	2,503	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・執行役員制度を採用している会社は全体で 59.7%と前回から微増し、上場会社では 69.2%→69.4%、非上場会社では 47.6%→48.4%、大会社では 63.9%→64.5%、大会社以外では 38.6%→40.5%となっており、すべての分類で割合がやや増加している。

②執行役員数平均

(人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2013年	2014年								
執行役員制度 がある会社 (全体)	執行役員総数 平均	10.67	10.71	11.80	11.95	8.75	8.61	11.35	11.57	5.81	5.31
	うち取締役 兼務者のいる 会社	13.42	13.40	14.70	14.75	11.13	10.99	13.98	14.09	7.60	7.37
	うち取締役 兼務数 平均	4.94	4.93	5.36	5.32	4.19	4.25	5.06	5.08	3.63	3.59

・執行役員の平均人数は、10.71人(前回 10.67人)と微増し、上場会社と大会社の区分でも微増しているものの大きな変化はない。

・取締役との兼務者の平均人数は、4.93人(前回 4.94人)と大きな変化はない。

問 1-8 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)数

①スタッフ設置状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
スタッフ設置あり	1,350	1,402	815	839	535	563	1,187	1,216	142	167
	43.7%	44.9%	48.9%	49.8%	37.7%	39.2%	47.4%	49.1%	25.4%	26.8%
専属スタッフ のみの会社	373	381	262	269	111	112	347	355	12	16
	12.1%	12.2%	15.7%	16.0%	7.8%	7.8%	13.9%	14.3%	2.1%	2.6%
専属スタッフと兼任 スタッフがいる会社	69	74	51	53	18	21	67	71	1	1
	2.2%	2.4%	3.1%	3.1%	1.3%	1.5%	2.7%	2.9%	0.2%	0.2%
兼任スタッフ のみの会社	908	947	502	517	406	430	773	790	129	150
	29.4%	30.3%	30.1%	30.7%	28.6%	29.9%	30.9%	31.9%	23.1%	24.0%
スタッフ設置なし	1,736	1,721	852	846	884	875	1,316	1,262	417	457
	56.3%	55.1%	51.1%	50.2%	62.3%	60.8%	52.6%	50.9%	74.6%	73.2%
回答社数	3,086	3,123	1,667	1,685	1,419	1,438	2,503	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で 44.9%、前回(43.7%)に比べ 1.2 ポイント増加しており、全ての会社区分で微増している。

問 1-8 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)数

②設置状況別スタッフ数平均

(人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
スタッフ設置あり	専属スタッフ	0.67	0.65	0.79	0.79	0.48	0.44	0.72	0.71	0.15	0.14
	兼務スタッフ	1.22	1.20	1.19	1.14	1.28	1.29	1.21	1.17	1.36	1.38
	スタッフ合計	1.89	1.85	1.98	1.93	1.76	1.73	1.92	1.88	1.51	1.52
専属スタッフ のみの会社	スタッフ合計	2.11	2.04	2.16	2.12	1.98	1.86	2.16	2.07	1.58	1.31
	専属スタッフと 兼任スタッフが いる会社	専属スタッフ	1.67	1.77	1.49	1.74	2.17	1.86	1.51	1.77	3.00
	兼務スタッフ	1.64	1.64	1.53	1.53	1.94	1.90	1.48	1.58	3.00	3.00
	スタッフ合計	3.30	3.41	3.02	3.26	4.11	3.76	2.99	3.35	6.00	6.00
兼任スタッフ のみの会社	スタッフ合計	1.69	1.65	1.77	1.69	1.60	1.59	1.73	1.66	1.47	1.51

・監査役スタッフの平均人数は、全体で 1.85 人(前回 1.89 人)、内訳は専属 0.65 人(前回 0.67 人)、兼任 1.20 人(前回 1.22 人)とそれぞれ微減しており、懸念されるところである。会社分類で見ると、専属スタッフのみの会社(2.11 人→2.04 人)及び兼任スタッフのみの会社(1.69 人→1.65 人)でも微減している。

問 1-9 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の兼務部署

(上段:人数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 総務系	411	483	204	236	207	247	345	389	65	92
	25.0%	28.8%	21.1%	24.8%	30.6%	34.2%	24.2%	27.4%	33.0%	40.0%
2. 法務系	125	125	74	72	51	53	107	109	17	14
	7.6%	7.5%	7.6%	7.6%	7.5%	7.3%	7.5%	7.7%	8.6%	6.1%
3. 経理・財務系	143	167	57	75	86	92	121	135	20	29
	8.7%	10.0%	5.9%	7.9%	12.7%	12.7%	8.5%	9.5%	10.2%	12.6%
4. 経営企画系	93	92	49	43	44	49	78	83	15	9
	5.7%	5.5%	5.1%	4.5%	6.5%	6.8%	5.5%	5.8%	7.6%	3.9%
5. 内部監査部門系	802	747	545	489	257	258	712	653	71	77
	48.8%	44.6%	56.2%	51.3%	38.0%	35.7%	50.0%	46.0%	36.0%	33.5%
6. その他	71	62	40	38	31	24	60	52	9	9
	4.3%	3.7%	4.1%	4.0%	4.6%	3.3%	4.2%	3.7%	4.6%	3.9%
合計人数	1,645	1,676	969	953	676	723	1,423	1,421	197	230
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼務スタッフは、圧倒的に内部監査部門系のスタッフが多く、全体のほぼ半数を占めている(48.8%→44.6%)。ただし、総務系のスタッフが増加しており、特に非上場会社及び大会社以外の会社では、内部監査部門系のスタッフとほぼ同じ水準にある(非上場会社 34.2%、大会社以外の会社 40.0%)。

問 1-10 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)に対する人事同意権等の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 専属・兼務に関わらず同意権等がある	796	790	513	514	283	276	714	707	67	74
	25.8%	25.3%	30.8%	30.5%	20.0%	19.2%	28.6%	28.5%	12.0%	11.9%
2. 専属のみ同意権等がある	184	204	131	142	53	62	168	183	12	17
	6.0%	6.5%	7.9%	8.4%	3.7%	4.3%	6.7%	7.4%	2.2%	2.7%
3. ない	2,102	2,129	1,020	1,029	1,082	1,100	1,618	1,588	479	533
	68.2%	68.2%	61.3%	61.1%	76.3%	76.5%	64.7%	64.1%	85.8%	85.4%
回答社数	3,082	3,123	1,664	1,685	1,418	1,438	2,500	2,478	558	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「監査役スタッフに対する人事同意権がない」との回答が大半(68.2%)を占め、特に非上場会社や大会社以外の会社では比率が高い。非上場会社や大会社以外の会社では、執行側の意向に影響される面がより強いことがうかがえる。

問 1-11 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

①内部監査部門設置状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
内部監査部門あり	2,679	2,672	1,600	1,595	1,079	1,077	2,248	2,188	408	464
	86.8%	85.6%	96.0%	94.7%	76.0%	74.9%	89.8%	88.3%	73.0%	74.4%
内部監査専属スタッフのみの会社	1,753	1,785	1,101	1,134	652	651	1,510	1,511	229	261
	56.8%	57.2%	66.0%	67.3%	45.9%	45.3%	60.3%	61.0%	41.0%	41.8%
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	490	454	326	282	164	172	442	401	44	50
	15.9%	14.5%	19.6%	16.7%	11.6%	12.0%	17.7%	16.2%	7.9%	8.0%
内部監査兼任スタッフのみの会社	436	433	173	179	263	254	296	276	135	153
	14.1%	13.9%	10.4%	10.6%	18.5%	17.7%	11.8%	11.1%	24.2%	24.5%
内部監査部門なし	407	451	67	90	340	361	255	290	151	160
	13.2%	14.4%	4.0%	5.3%	24.0%	25.1%	10.2%	11.7%	27.0%	25.6%
回答社数	3,086	3,123	1,667	1,685	1,419	1,438	2,503	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・大半の会社では内部監査部門を設置しており、比率は微減しているものの、大きな変化はない(全体では86.8%→85.6%)。

②内部監査部門設置状況別スタッフ数平均

(人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
スタッフ設置状況	スタッフ種類	2013年	2014年								
内部監査あり	専属スタッフ数	4.88	4.64	5.28	5.22	4.29	3.78	5.45	5.26	1.45	1.41
	兼務スタッフ数	0.88	0.82	0.82	0.72	0.97	0.97	0.87	0.80	0.86	0.88
	スタッフ数合計	5.75	5.46	6.09	5.94	5.26	4.75	6.32	6.07	2.31	2.29
内部監査専属スタッフのみの会社	スタッフ数	6.03	5.69	6.22	6.09	5.70	4.99	6.58	6.28	2.19	2.16
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ数	5.10	4.95	4.88	5.06	5.54	4.77	5.22	5.06	2.02	1.80
	兼務スタッフ数	2.74	2.60	2.74	2.55	2.76	2.67	2.78	2.68	2.14	1.74
	スタッフ数合計	7.84	7.54	7.62	7.61	8.30	7.44	8.00	7.74	4.16	3.54
内部監査兼任スタッフのみの会社	スタッフ数	2.30	2.34	2.39	2.38	2.25	2.31	2.49	2.48	1.91	2.10

・内部監査部門スタッフの平均人数は、「内部監査兼任スタッフのみの会社」を除き、全区分において僅かではあるが減少している。

問 1-12 指名委員会・報酬委員会に相当する機関の設置状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 指名委員会、報酬委員会に相当するものがそれぞれ設置されている	81	79	54	61	27	18	71	72	3	1
	2.6%	2.5%	3.2%	3.6%	1.9%	1.3%	2.8%	2.9%	0.5%	0.2%
2. 指名委員会、報酬委員会に相当する機能を併せ持つものが設置されている	57	53	40	40	17	13	49	51	3	1
	1.8%	1.7%	2.4%	2.4%	1.2%	0.9%	2.0%	2.1%	0.5%	0.2%
3. 指名委員会に相当するもののみが設置されている	11	11	4	6	7	5	8	10	1	0
	0.4%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.0%
4. 報酬委員会に相当するもののみが設置されている	120	98	95	80	25	18	112	93	5	4
	3.9%	3.1%	5.7%	4.7%	1.8%	1.3%	4.5%	3.8%	0.9%	0.6%
5. 設置されていない	2,816	2,882	1,474	1,498	1,342	1,384	2,262	2,252	547	618
	91.3%	92.3%	88.4%	88.9%	94.6%	96.2%	90.4%	90.9%	97.9%	99.0%
回答社数	3,085	3,123	1,667	1,685	1,418	1,438	2,502	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・何らかの機関等を設置している会社は、全体では1.0ポイント減少して7.7%となっており、上場会社でも0.5ポイント減少して11.1%となっている。大半の会社はこれらの委員会に相当する機関を設置しておらず、委員会設置会社の長所を取り入れるハイブリッド型の制度を取り入れている会社はまだ少数にとどまっている。
- ・上場会社においては、報酬委員会相当の機関を設置している会社の比率が0.6ポイント減少して10.7%となっているが、指名委員会相当の機関を設置している会社の割合は0.6ポイント増加したものの6.4%にとどまっている。

問 1-13 監査役の新英文呼称の採用状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1.採用している	1,055	1,218	669	777	386	441	917	1,063	133	149
	34.2%	39.0%	40.2%	46.1%	27.2%	30.7%	36.7%	42.9%	23.8%	23.9%
2.採用していない	2,028	1,905	996	908	1,032	997	1,583	1,415	426	475
	65.8%	61.0%	59.8%	53.9%	72.8%	69.3%	63.3%	57.1%	76.2%	76.1%
回答社数	3,083	3,123	1,665	1,685	1,418	1,438	2,500	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・監査役の新英文推奨呼称の公表から約2年経過し、採用している会社は全体で4.8ポイント増加し39.0%となった。より英文呼称の必要性が高いと思われる上場会社では5.9ポイント増加し46.1%、大会社では6.2ポイント増加し42.9%となり、全体と比較してかなり比率が高くなっている。

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問 2-1 監査役選任議案の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. あった	1,543	1,530	843	824	700	706	1,298	1,239	235	281
	50.0%	49.0%	50.6%	48.9%	49.4%	49.1%	51.9%	50.0%	42.0%	45.0%
2. なかった	1,542	1,593	824	861	718	732	1,204	1,239	324	343
	50.0%	51.0%	49.4%	51.1%	50.6%	50.9%	48.1%	50.0%	58.0%	55.0%
回答社数	3,085	3,123	1,667	1,685	1,418	1,438	2,502	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 2-2 監査役選任議案の決定プロセス

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した	60	64	34	28	26	36	51	47	6	14
	3.9%	4.2%	4.0%	3.4%	3.7%	5.1%	3.9%	3.8%	2.6%	5.0%
2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した	96	114	60	62	36	52	80	87	14	25
	6.2%	7.5%	7.1%	7.5%	5.1%	7.4%	6.2%	7.0%	6.0%	8.9%
3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した	54	70	33	43	21	27	46	49	8	20
	3.5%	4.6%	3.9%	5.2%	3.0%	3.8%	3.5%	4.0%	3.4%	7.1%
4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した	1,345	1,292	757	732	588	560	1,142	1,069	195	218
	87.2%	84.4%	89.8%	88.8%	84.0%	79.3%	88.0%	86.3%	83.0%	77.6%
5. 当該議案が株主提案であったため該当せず	66	59	3	0	63	59	46	39	20	19
	4.3%	3.9%	0.4%	0.0%	9.0%	8.4%	3.5%	3.1%	8.5%	6.8%
回答社数(選任議案あり)	1,543	1,530	843	824	700	706	1,298	1,239	235	281

比率は選任議案があったと回答した社数で割ったもの

- ・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 84.4%と依然大半を占めている。
- ・監査役(会)が監査役候補者の選定に積極的に関わる選択肢1～3は合わせて 16.3%と前回から 2.7 ポイント増加している。

問 2-3 監査役選任議案への同意の理由

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 会計・財務に関する知見を有するから	606 39.3%	575 37.6%	358 42.5%	340 41.3%	248 35.4%	235 33.3%	524 40.4%	464 37.4%	77 32.8%	109 38.8%
2. 法務部門出身者だから	69 4.5%	84 5.5%	39 4.6%	50 6.1%	30 4.3%	34 4.8%	57 4.4%	66 5.3%	10 4.3%	16 5.7%
3. 会社の状況に通じているから	792 51.3%	768 50.2%	450 53.4%	453 55.0%	342 48.9%	315 44.6%	661 50.9%	634 51.2%	122 51.9%	125 44.5%
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから	438 28.4%	381 24.9%	271 32.1%	244 29.6%	167 23.9%	137 19.4%	386 29.7%	324 26.2%	49 20.9%	56 19.9%
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから	294 19.1%	312 20.4%	226 26.8%	257 31.2%	68 9.7%	55 7.8%	251 19.3%	271 21.9%	39 16.6%	39 13.9%
6. 証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから	152 9.9%	133 8.7%	138 16.4%	125 15.2%	14 2.0%	8 1.1%	143 11.0%	123 9.9%	9 3.8%	10 3.6%
7. 親会社や大株主の役職員だから	488 31.6%	413 27.0%	150 17.8%	111 13.5%	338 48.3%	302 42.8%	414 31.9%	333 26.9%	74 31.5%	78 27.8%
8. 取引先の役職員だから	83 5.4%	82 5.4%	56 6.6%	59 7.2%	27 3.9%	23 3.3%	79 6.1%	72 5.8%	3 1.3%	10 3.6%
9. 当該議案が株主提案であったため該当せず	42 2.7%	57 3.7%	2 0.2%	3 0.4%	40 5.7%	54 7.6%	30 2.3%	42 3.4%	12 5.1%	14 5.0%
回答社数(選任議案あり)	1,543	1,530	843	824	700	706	1,298	1,239	235	281

比率は問 2-1 で選任議案があったと回答した社数で割ったもの

- ・最も多いのは、前回同様「3.会社の状況に通じているから」で、全体で1.1ポイント減少したものの50.2%となっている。
- ・次に多いのは「1.会計・財務に関する知見を有するから」で、全体で37.6%と1.7ポイント減少している。上場会社でも比率は減少していることが注目される。
- ・「7.親会社や大株主の役職員だから」は前回の調査では比率が増加していたが、今回の調査では減少しており、全体で4.6ポイント減少し27.0%、上場会社では4.3ポイント減少し13.5%、大会社では5.0ポイント減少し26.9%となり、また非上場会社でも依然としてやや高い比率ではあるが5.5ポイント減少し42.8%となっている。他方、「5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」は上場会社で4.4ポイント増加し31.2%、大会社では2.6ポイント増加し21.9%となった。会社法の改正により親会社の役職員が社外要件を満たさなくなることが影響しているものと考えられる。

問 3-1 退任監査役等の有無

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. なかった	1,756	1,809	1,005	1,041	751	768	1,378	1,379	364	415
	56.9%	57.9%	60.3%	61.8%	53.0%	53.4%	55.1%	55.6%	65.1%	66.5%
2. 任期満了での退任があった	554	481	335	292	219	189	481	398	66	79
	18.0%	15.4%	20.1%	17.3%	15.4%	13.1%	19.2%	16.1%	11.8%	12.7%
3. 解任があった	15	13	7	4	8	9	13	11	2	2
	0.5%	0.4%	0.4%	0.2%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%
4. 監査役の逝去があった	20	30	14	19	6	11	16	28	3	2
	0.6%	1.0%	0.8%	1.1%	0.4%	0.8%	0.6%	1.1%	0.5%	0.3%
5. 任期途中での辞任があった	808	832	345	358	463	474	676	701	129	129
	26.2%	26.6%	20.7%	21.2%	32.7%	33.0%	27.0%	28.3%	23.1%	20.7%
回答社数	3,085	3,123	1,667	1,685	1,418	1,438	2,502	2,478	559	624

・「5.任期途中での辞任があった」が非上場会社では 33.0%と上場会社の 21.2%を大きく上回っており、辞任を余儀なくされるケースが多いことが推測される。

問 3-2 辞任の理由

任期途中で辞任した監査役の主な辞任理由(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 役職定年等、社内規定によるもの	194 24.0%	189 22.7%	74 21.4%	59 16.5%	120 25.9%	130 27.4%	164 24.3%	158 22.5%	29 22.5%	30 23.3%
2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの	221 27.4%	196 23.6%	72 20.9%	63 17.6%	149 32.2%	133 28.1%	186 27.5%	170 24.3%	35 27.1%	26 20.2%
3. 合併等、会社の機関設計の変更に伴うもの	33 4.1%	33 4.0%	10 2.9%	6 1.7%	23 5.0%	27 5.7%	30 4.4%	27 3.9%	3 2.3%	6 4.7%
4. 辞任監査役自身の健康上の理由によるもの	54 6.7%	40 4.8%	38 11.0%	25 7.0%	16 3.5%	15 3.2%	46 6.8%	37 5.3%	8 6.2%	3 2.3%
5. その他一身上の都合によるもの	356 44.1%	412 49.5%	182 52.8%	218 60.9%	174 37.6%	194 40.9%	295 43.6%	342 48.8%	59 45.7%	69 53.5%
回答社数 (辞任ありとした会社数)	808	832	345	358	463	474	676	701	129	129

比率は問 3-1 で任期途中で辞任あり(選択肢 5)とした回答社数に対する比率

- ・辞任の理由は、「5.その他一身上の都合によるもの」が増加しており、全体で 5.4 ポイント増加し 49.5%、上場会社では 8.1 ポイント増加し 60.9%となっている。なお、一身上の都合を、自発的な辞任と捉えてよいかは必ずしも明確でない。
- ・また、会社都合による辞任である「1.役職定年等、社内規定によるもの」及び「2.執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」は全体で合わせて 5.1 ポイント減少し、46.3%となった。非上場会社でも 55.5%と 2.6 ポイント減少しているものの、依然高水準となっている。

問 3-3 辞任の理由の開示

任期中中で辞任した監査役の辞任理由開示状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 辞任の理由を 事業報告に記載 した	65	74	33	31	32	43	56	63	9	11
	8.0%	8.9%	9.6%	8.7%	6.9%	9.1%	8.3%	9.0%	7.0%	8.5%
2. 辞任の理由を 株主総会で述べ た	148	133	42	35	106	98	110	107	38	26
	18.3%	16.0%	12.2%	9.8%	22.9%	20.7%	16.3%	15.3%	29.5%	20.2%
3. 事業報告に記 載し、株主総会 で述べた	38	42	15	19	23	23	32	40	6	2
	4.7%	5.0%	4.3%	5.3%	5.0%	4.9%	4.7%	5.7%	4.7%	1.6%
4. 事業報告記 載も株主総会陳 述も行わなかつ た	557	583	255	273	302	310	478	491	76	90
	68.9%	70.1%	73.9%	76.3%	65.2%	65.4%	70.7%	70.0%	58.9%	69.8%
回答社数	808	832	345	358	463	474	676	701	129	129

・「4.事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった」が全体で7割を超え、辞任の理由が開示されている会社は依然として少ない。

問 4-1 事業報告作成時の執行部門との協議

事業報告作成時における執行部門と監査役との協議状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った	302	291	158	146	144	145	257	239	43	50
	9.8%	9.3%	9.5%	8.7%	10.2%	10.1%	10.3%	9.6%	7.7%	8.0%
2. 事業報告の内容がほぼ確定した段階で、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場を設けた	2,015	2,041	1,109	1,123	906	918	1,651	1,639	345	386
	65.3%	65.4%	66.5%	66.6%	63.9%	63.8%	66.0%	66.1%	61.7%	61.9%
3. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場は設けなかった	674	672	354	364	320	308	521	515	150	155
	21.9%	21.5%	21.2%	21.6%	22.6%	21.4%	20.8%	20.8%	26.8%	24.8%
4. その他	93	119	46	52	47	67	72	85	21	33
	3.0%	3.8%	2.8%	3.1%	3.3%	4.7%	2.9%	3.4%	3.8%	5.3%
回答社数	3,084	3,123	1,667	1,685	1,417	1,438	2,501	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った」は全体で9.3%にとどまったものの、選択肢2と合わせると全体で74.7%に上り、監査役が事業報告の作成に何らかの関与をした会社が大半であることは前回同様である。

問 4-2「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容
(公開会社のみ)

①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」記載の有無 (公開会社のみ)

(上段:社数) (下段:比率)	全体(公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
記載あり	1,473	1,375	1,401	1,306	72	69	1,369	1,270	104	105
	81.5%	75.4%	84.3%	77.9%	49.0%	46.9%	81.6%	75.8%	79.4%	71.4%
記載なし	335	448	260	370	75	78	308	406	27	42
	18.5%	24.6%	15.7%	22.1%	51.0%	53.1%	18.4%	24.2%	20.6%	28.6%
回答社数	1,808	1,823	1,661	1,676	147	147	1,677	1,676	131	147
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役の財務及び会計に関する知見を開示している会社は全体で 6.1 ポイント減少し、75.4%となった。大半の会社で財務及び会計に関する知見を有している監査役を選任していることがうかがえるものの、比率は減少している。事業報告に記載がないことをもって選出された監査役に財務及び会計に関する知見がないと判断できるわけではないが、気がかりではある。

②財務及び会計の知見ありとして記載された監査役の数 (公開会社のみ)

(上段:社数) (下段:比率)	全体(公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
0名	335	448	260	370	75	78	308	406	27	42
	18.5%	24.6%	15.7%	22.1%	51.0%	53.1%	18.4%	24.2%	20.6%	28.6%
1名	398	363	384	349	14	14	373	338	25	25
	22.0%	19.9%	23.1%	20.8%	9.5%	9.5%	22.2%	20.2%	19.1%	17.0%
2名	386	334	370	317	16	17	356	311	30	23
	21.3%	18.3%	22.3%	18.9%	10.9%	11.6%	21.2%	18.6%	22.9%	15.6%
3名以上	689	678	647	640	42	38	640	621	49	57
	38.1%	37.2%	39.0%	38.2%	28.6%	25.9%	38.2%	37.1%	37.4%	38.8%
回答社数	1,808	1,823	1,661	1,676	147	147	1,677	1,676	131	147

・公開会社全体として知見者がいる会社はやや減少しており、3名以上いる会社は 0.9 ポイント減少し 37.2%、2名いる会社は 3.0 ポイント減少し 18.3%、1名いる会社は 2.1 ポイント減少し 19.9%となっている。

③財務及び会計の知見ありとして記載された監査役の属性（公開会社のみ）

(上段:人数) (下段:比率)	全体(公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 常勤社内監査役	785 21.0%	749 22.2%	739 20.9%	706 22.1%	46 22.8%	43 24.4%	761 21.8%	718 23.0%	24 9.7%	31 12.5%
2. 常勤社外監査役	450 12.1%	415 12.3%	427 12.1%	390 12.2%	23 11.4%	25 14.2%	404 11.6%	367 11.8%	46 18.5%	48 19.4%
3. 非常勤社内監査役	105 3.1%	109 3.2%	97 2.7%	100 3.1%	8 4.0%	9 5.1%	93 2.7%	97 3.1%	12 4.8%	12 4.8%
4. 非常勤社外監査役	2,393 64.1%	2,098 62.2%	2,268 64.2%	1,999 62.6%	125 61.9%	99 56.3%	2,227 63.9%	1,941 62.2%	166 66.9%	157 63.3%
回答数	3,733	3,371	3,531	3,195	202	176	3,485	3,123	248	248

・財務及び会計に関する知見者の属性は、「4. 非常勤社外監査役」が最も多く、依然として非上場会社を除き6割を超えているものの、やや減少している。他方、「1. 常勤社内監査役」はすべての会社区分でやや増加している。

④財務及び会計の知見を有する理由と監査役の属性（公開会社のみ）

(上段:人数) (下段:比率)	全体(公開会社)									
	常勤社内		常勤社外		非常勤社内		非常勤社外		合計	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. CFO等、財務部門役員	168 21.4%	144 19.2%	57 12.7%	43 10.4%	11 10.5%	13 11.9%	143 6.0%	96 4.6%	379 10.1%	296 8.8%
2. 経理・財務部門経験	323 41.1%	273 36.4%	79 17.6%	76 18.3%	19 18.1%	16 14.7%	240 10.0%	160 7.6%	661 17.7%	525 15.6%
3. 公認会計士・税理士等	9 1.1%	12 1.6%	44 9.8%	64 15.4%	20 19.0%	21 19.3%	810 33.8%	701 33.4%	883 23.7%	798 23.7%
4. 金融機関経験	99 12.6%	99 13.2%	161 35.8%	138 33.3%	15 14.3%	15 13.8%	254 10.6%	283 13.5%	529 14.2%	535 15.9%
5. 弁護士	1 0.1%	1 0.1%	22 4.9%	17 4.1%	12 11.4%	19 17.4%	502 21.0%	466 22.2%	537 14.4%	503 14.9%
6. 他社の監査役経験	20 2.5%	13 1.7%	51 11.3%	30 7.2%	9 8.6%	1 0.9%	230 9.6%	154 7.3%	310 8.3%	198 5.9%
7. 会計、監査論等研究者	1 0.1%	3 0.4%	1 0.2%	2 0.5%	0 0.0%	2 1.8%	36 1.5%	26 1.2%	38 1.0%	33 1.0%
8. その他	164 20.9%	204 27.2%	35 7.8%	45 10.8%	19 18.1%	22 20.2%	178 7.4%	212 10.1%	396 10.6%	483 14.3%
合計人数	785 100.0%	749 100.0%	450 100.0%	415 100.0%	105 100.0%	109 100.0%	2,393 100.0%	2,098 100.0%	3,733 100.0%	3,371 100.0%

・知見者の経歴として、合計では「公認会計士や税理士等」が23.7%と最も多かった。次に「金融機関経験」が15.9%、「経理・財務部門経験」が15.6%、「弁護士」が14.9%と続いた。

・常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合には金融機関出身者が中

心となっていることは前回と変わっていない。ただし、常勤社外について、「4. 金融機関経験者」が 2.5 ポイント減少し、代わりに「3. 公認会計士・税理士等」が 5.6 ポイント増えていることが注目される。

- ・非常勤社外については、いわゆる会計に関連した資格者と弁護士が中心となっているが、金融機関出身者も一定数含まれている。
- ・「1. CFO 等、財務部門役員」、「2. 経理・財務部門経験」、「6. 他社の監査役経験」が、非常勤社外で減少しており、親会社における経験も含まれることから、会社法改正により社外要件が厳格化されることが配慮された可能性がある。

問 5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	717	620	408	370	309	250	619	545	89	68
	23.2%	19.9%	24.5%	22.0%	21.8%	17.4%	24.7%	22.0%	15.9%	10.9%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	1,527	1,580	913	947	614	633	1,324	1,341	192	227
	49.5%	50.6%	54.8%	56.2%	43.3%	44.0%	52.9%	54.1%	34.3%	36.4%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	546	600	286	314	260	286	459	486	84	114
	17.7%	19.2%	17.2%	18.6%	18.3%	19.9%	18.3%	19.6%	15.0%	18.3%
4. 内部統制システムの構築に係る取締役会決議をしていない	295	323	60	54	235	269	100	106	194	215
	9.6%	10.3%	3.6%	3.2%	16.6%	18.7%	4.0%	4.3%	34.7%	34.5%
回答社数	3,085	3,123	1,667	1,685	1,418	1,438	2,502	2,478	559	624

- ・内部統制システムに不都合がないか検討している「1. 見直しの決議を行った」と「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」の合計が 70.5%と依然大半を占めているが、2.2 ポイント減少している。上場会社でも 78.2%と 8 割近くに達しているが、1.1 ポイントの微減となっている。

問 5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 362 条 4 項 6 号)	248	217	150	121	98	96	220	186	27	26
	34.6%	35.0%	36.8%	32.7%	31.7%	38.4%	35.5%	34.1%	30.3%	38.2%
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)	152	127	85	73	67	54	128	111	23	15
	21.2%	20.5%	20.8%	19.7%	21.7%	21.6%	20.7%	20.4%	25.8%	22.1%
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)	244	199	149	111	95	88	214	174	29	22
	34.0%	32.1%	36.5%	30.0%	30.7%	35.2%	34.6%	31.9%	32.6%	32.4%
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)	203	163	113	102	90	61	172	145	31	17
	28.3%	26.3%	27.7%	27.6%	29.1%	24.4%	27.8%	26.6%	34.8%	25.0%
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)	160	135	98	72	62	63	136	119	24	14
	22.3%	21.8%	24.0%	19.5%	20.1%	25.2%	22.0%	21.8%	27.0%	20.6%
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)	219	205	125	126	94	79	185	185	32	18
	30.5%	33.1%	30.6%	34.1%	30.4%	31.6%	29.9%	33.9%	36.0%	26.5%
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)	114	106	67	56	47	50	99	89	15	17
	15.9%	17.1%	16.4%	15.1%	15.2%	20.0%	16.0%	16.3%	16.9%	25.0%
8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)	78	71	47	41	31	30	69	60	9	11
	10.9%	11.5%	11.5%	11.1%	10.0%	12.0%	11.1%	11.0%	10.1%	16.2%
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則 100 条 3 項 3 号)	138	108	72	58	66	50	119	93	19	14
	19.2%	17.4%	17.6%	15.7%	21.4%	20.0%	19.2%	17.1%	21.3%	20.6%
10. 上記 7～9 のほか、監査役が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)	129	107	73	57	56	50	113	91	16	15
	18.0%	17.3%	17.9%	15.4%	18.1%	20.0%	18.3%	16.7%	18.0%	22.1%
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	79	75	46	47	33	28	63	61	13	12
	11.0%	12.1%	11.3%	12.7%	10.7%	11.2%	10.2%	11.2%	14.6%	17.6%
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	160	127	86	66	74	61	132	104	26	19
	22.3%	20.5%	21.1%	17.8%	23.9%	24.4%	21.3%	19.1%	29.2%	27.9%
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	61	69	35	36	26	33	50	59	11	10
	8.5%	11.1%	8.6%	9.7%	8.4%	13.2%	8.1%	10.8%	12.4%	14.7%
14. その他	168	168	104	109	64	59	148	148	16	18
	23.4%	27.1%	25.5%	29.5%	20.7%	23.6%	23.9%	27.2%	18.0%	26.5%
回答社数	717	620	408	370	309	250	619	545	89	68

- ・「1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」が全体で 35.0%と最も多い。次いで、前回 3 番目であった「6.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が 2.6 ポイント増加し 33.1%、「3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が 1.9 ポイント減少し 32.1%と続いた。

- ・「6.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の見直しの増加については、特に上場会社においては3.5ポイント増加して34.1%となり、最も見直されている項目となっている。企業集団の内部統制体制についての見直しが増加したのは、子会社で不祥事が発生している事例が多いことが影響しているものと思われる。
- ・選択肢7～10の監査役監査の実効性確保に関するものが合計で63.3%と前回同様過半を占めている。

問 5-3 内部統制システムに係る取締役会決議見直しの契機

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 監査役の要請に基づいて見直した	101 14.1%	100 16.1%	51 12.5%	60 16.2%	50 16.2%	40 16.0%	87 14.1%	92 16.9%	13 14.6%	8 11.8%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	343 47.8%	291 46.9%	206 50.5%	185 50.0%	137 44.3%	106 42.4%	294 47.5%	262 48.1%	43 48.3%	26 38.2%
3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した	193 26.9%	156 25.2%	116 28.4%	90 24.3%	77 24.9%	66 26.4%	170 27.5%	137 25.1%	22 24.7%	17 25.0%
4. その他	80 11.2%	73 11.8%	35 8.6%	35 9.5%	45 14.6%	38 15.2%	68 11.0%	54 9.9%	11 12.4%	17 25.0%
回答社数	717 100.0%	620 100.0%	408 100.0%	370 100.0%	309 100.0%	250 100.0%	619 100.0%	545 100.0%	89 100.0%	68 100.0%

- ・「2.執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が前回同様全体で46.9%と最も多い。
- ・「1.監査役の要請に基づいて見直した」が2.0ポイント増加し16.1%となったが会社数はほぼ変動はなく、また「3.監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」は1.7ポイント減少、会社数は37社減少している。内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしている会社はやや減少していると見られる。

問 5-4 事業報告での内部統制システム構築・運用状況の開示

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 十分に記載されている	970 31.5%	916 29.3%	579 34.8%	540 32.0%	391 27.6%	376 26.1%	860 34.4%	796 32.1%	96 17.2%	115 18.4%
2. ある程度記載されている	1,009 32.7%	1,054 33.7%	554 33.3%	610 36.2%	455 32.1%	444 30.9%	848 33.9%	878 35.4%	156 27.9%	166 26.6%
3. 記載されていない	1,105 35.8%	1,153 36.9%	533 32.0%	535 31.8%	572 40.3%	618 43.0%	793 31.7%	804 32.4%	307 54.9%	343 55.0%
回答社数	3,084 100.0%	3,123 100.0%	1,666 100.0%	1,685 100.0%	1,418 100.0%	1,438 100.0%	2,501 100.0%	2,478 100.0%	559 100.0%	624 100.0%

- ・内部統制システムの構築・運用状況の記載については、全体で「2.ある程度記載されている」が1.0ポイント増加して33.7%となったものの、「1.十分に記載されている」が2.2ポイント減少し29.3%となっている。
- ・会社法改正の結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられる影響は注視する必要がある。

問 6-1 監査役会での監査報告に関する審議回数

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1回	1,242	1,265	767	806	475	459	1,139	1,145	98	118
	50.7%	51.7%	46.7%	48.1%	58.8%	59.5%	50.5%	51.3%	55.1%	57.8%
2回	855	870	612	637	243	233	800	807	49	58
	34.9%	35.5%	37.3%	38.0%	30.1%	30.2%	35.4%	36.1%	27.5%	28.4%
3回	237	214	183	169	54	45	215	194	19	18
	9.7%	8.7%	11.1%	10.1%	6.7%	5.8%	9.5%	8.7%	10.7%	8.8%
4回	45	31	31	23	14	8	40	30	4	0
	1.8%	1.3%	1.9%	1.4%	1.7%	1.0%	1.8%	1.3%	2.2%	0.0%
5-10回	37	36	24	18	13	18	32	31	5	5
	1.5%	1.5%	1.5%	1.1%	1.6%	2.3%	1.4%	1.4%	2.8%	2.5%
11回以上	34	32	25	24	9	8	31	27	3	5
	1.4%	1.3%	1.5%	1.4%	1.1%	1.0%	1.4%	1.2%	1.7%	2.5%
合計	2,450	2,448	1,642	1,677	808	771	2,257	2,234	178	204
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・審議回数1回の会社が全体で 51.7%と前回より 1.0 ポイント増加している。また、ほとんどの会社の審議回数が3回以下で、4回以上は 4.1%と極めて少数であることに変わりはない。

問 6-2 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 常勤監査役のみ で調整を行った	490	507	342	370	148	137	461	474	26	31
	19.4%	20.7%	20.6%	22.1%	17.0%	17.8%	20.1%	21.2%	11.9%	15.2%
2. 社外監査役を含 め、すべての監査 役で調整を行った	1,685	1,595	1,137	1,099	548	496	1,535	1,448	138	138
	66.5%	65.2%	68.5%	65.5%	62.9%	64.3%	66.8%	64.8%	63.3%	67.6%
3. 事前の調整は行 っていない	353	362	210	221	143	141	322	329	29	33
	13.9%	14.8%	12.6%	13.2%	16.4%	18.3%	14.0%	14.7%	13.3%	16.2%
4. その他	60	23	18	11	42	12	34	21	26	2
	2.4%	0.9%	1.1%	0.7%	4.8%	1.6%	1.5%	0.9%	11.9%	1.0%
回答社数	2,532	2,448	1,661	1,677	871	771	2,299	2,234	218	204

・「2.社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が 65.2%と 1.3 ポイント減少しており、前回調査では 15.5 ポイントの大幅な減少があったものの、下げ止まっていることがうかがえる。

問 6-3 監査役の個別意見付記の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. あった	92	104	56	57	36	47	83	90	9	14
	3.6%	4.2%	3.4%	3.4%	4.1%	6.1%	3.6%	4.0%	4.1%	6.9%
2. なかった	2,440	2,344	1,605	1,620	835	724	2,216	2,144	209	190
	96.4%	95.8%	96.6%	96.6%	95.9%	93.9%	96.4%	96.0%	95.9%	93.1%
回答社数	2,532	2,448	1,661	1,677	871	771	2,299	2,234	218	204
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・個別意見の付記があった会社は 4.2%と前回より微増しているものの、依然としてごく少数である。

問 7-1 決算短信作成の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 作成会社である	1,714	1,730	1,659	1,679	55	51	1,588	1,593	126	137
	55.6%	55.4%	99.6%	99.6%	3.9%	3.5%	63.5%	64.3%	22.5%	22.0%
2. 作成会社ではない	1,370	1,393	7	6	1,363	1,387	913	885	433	487
	44.4%	44.6%	0.4%	0.4%	96.1%	96.5%	36.5%	35.7%	77.5%	78.0%
回答社数	3,084	3,123	1,666	1,685	1,418	1,438	2,501	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 7-2 決算短信の取締役会付議状況

(上段:社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 決議事項として付議されている	1,450	1,463	1,414	1,425	36	38	1,345	1,346	105	117
	84.6%	84.6%	85.2%	84.9%	65.5%	74.5%	84.7%	84.5%	83.3%	85.4%
2. 報告事項として付議されている	205	187	192	181	13	6	190	175	15	12
	12.0%	10.8%	11.6%	10.8%	23.6%	11.8%	12.0%	11.0%	11.9%	8.8%
3. 付議されていない	59	80	53	73	6	7	53	72	6	8
	3.4%	4.6%	3.2%	4.3%	10.9%	13.7%	3.3%	4.5%	4.8%	5.8%
回答社数	1,714	1,730	1,659	1,679	55	51	1,588	1,593	126	137
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回から変動はないが、全体では「1.決議事項として付議されている」と「2.報告事項として付議されている」の合計が95.4%となっており、ほとんどの会社で何らかの形で取締役会に付議されている。

問 7-3 監査役の決算短信の監査

(上段:社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 監査している	1,266	1,241	1,231	1,212	35	29	1,166	1,133	100	108
	73.9%	71.7%	74.2%	72.2%	63.6%	56.9%	73.4%	71.1%	79.4%	78.8%
2. 監査していない	448	489	428	467	20	22	422	460	26	29
	26.1%	28.3%	25.8%	27.8%	36.4%	43.1%	26.6%	28.9%	20.6%	21.2%
回答社数	1,714	1,730	1,659	1,679	55	51	1,588	1,593	126	137
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・決算短信を作成している会社で決算短信について監査をしている会社の比率は71.7%とほぼ前回と同じ水準であるが、2.2ポイント減少しており、非上場会社では56.9%と6.7ポイント減少している。全体としてやや減少傾向にあると見られる。

問 7-4 決算短信の監査の内容

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	425	403	415	393	10	10	386	362	39	41
	33.6%	32.5%	33.6%	32.4%	28.6%	34.5%	33.1%	32.0%	39.0%	38.0%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	987	922	960	903	27	19	914	842	73	80
	78.0%	74.3%	78.0%	74.5%	77.1%	65.5%	78.4%	74.3%	73.0%	74.1%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	742	744	725	731	17	13	681	677	61	67
	58.6%	60.0%	58.8%	60.3%	48.6%	44.8%	58.4%	59.8%	61.0%	62.0%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	770	773	754	762	16	11	706	705	64	68
	60.8%	62.3%	61.1%	62.9%	45.7%	37.9%	60.5%	62.2%	64.0%	63.0%
回答社数	1,266	1,241	1,234	1,212	35	29	1,166	1,133	100	108

比率は問 7-3 の肢 1(決算短信を監査している)回答社数に占める割合

・「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 74.3%と最も多い状況に変わりは無いが、前回に比べ 3.7 ポイント減少している。なお、非上場会社では 11.6 ポイント減少して 65.5%いるが、前回調査で 21.5 ポイント増加したことの反動と考えられる。

・「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」及び「4. 決算短信のうち非財務情報を監査した」が前回から微増し、それぞれ全体で 6 割を超えている。

問 8-1 有価証券報告書の作成の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 作成会社である	1,771	1,791	1,661	1,678	110	113	1,644	1,645	127	146
	57.4%	57.3%	99.7%	99.6%	7.8%	7.9%	65.7%	66.4%	22.7%	23.4%
2. 作成会社ではない	1,313	1,332	5	7	1,308	1,325	857	833	432	478
	42.6%	42.7%	0.3%	0.4%	92.2%	92.1%	34.3%	33.6%	77.3%	76.6%
回答社数	3,084	3,123	1,666	1,685	1,418	1,438	2,501	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 8-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 決議事項として付議されている	932	951	877	897	55	54	851	852	81	99
	52.6%	53.1%	52.8%	53.5%	50.0%	47.8%	51.8%	51.8%	63.8%	67.8%
2. 報告事項として付議されている	344	355	324	334	20	21	320	327	24	28
	19.4%	19.8%	19.5%	19.9%	18.2%	18.6%	19.5%	19.9%	18.9%	19.2%
3. 付議されていない	495	485	460	447	35	38	473	466	22	19
	28.0%	27.1%	27.7%	26.6%	31.8%	33.6%	28.8%	28.3%	17.3%	13.0%
回答社数	1,771	1,791	1,661	1,678	110	113	1,644	1,645	127	146
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.決議事項として付議されている」と「2.報告事項として付議されている」の両方を合わせると 72.9%と前回より0.9ポイント増加しており、決算短信の比率には及ばないが(問 7-2 参照)、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めている状況は前回と変わらない。

問 8-3 有価証券報告書の提出時期

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 定時株主総会の終了前に提出した	12	10	11	10	1	0	12	10	0	0
	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.9%	0.0%	0.7%	0.6%	0.0%	0.0%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	1,757	1,781	1,648	1,668	109	113	1,630	1,635	127	146
	99.3%	99.4%	99.3%	99.4%	99.1%	100.0%	99.3%	99.4%	100.0%	100.0%
回答社数	1,769	1,791	1,659	1,678	110	113	1,642	1,645	127	146
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・定時総会の終了前に提出した会社の割合は 0.6%で、前回より微減しているが、株主総会終了後に提出する会社が大半を占めている状況に変わりはない。

問 8-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1日～5日前	5	7	4	7	1	0	5	7	0	0
	41.7%	70.0%	36.4%	70.0%	100.0%	0.0%	41.7%	70.0%	0.0%	0.0%
6日～10日前	6	3	6	3	0	0	6	3	0	0
	50.0%	30.0%	54.5%	30.0%	0.0%	0.0%	50.0%	30.0%	0.0%	0.0%
11日以上前	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	8.3%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	12	10	11	10	1	0	12	10	0	0
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・株主総会前に有価証券報告書を提出する会社のほとんどは株主総会前10日以内に提出している。

問 8-5 監査役の有価証券報告書の監査

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 監査している	1,308	1,318	1,230	1,245	78	73	1,211	1,212	97	106
	73.9%	73.6%	74.1%	74.2%	70.9%	64.6%	73.8%	73.7%	76.4%	72.6%
2. 監査していない	461	473	429	433	32	40	431	433	30	40
	26.1%	26.4%	25.9%	25.8%	29.1%	35.4%	26.2%	26.3%	23.6%	27.4%
回答社数	1,769	1,791	1,659	1,678	110	113	1,642	1,645	127	146
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では監査している会社の比率に大きな変動はない。

問 8-6 有価証券報告書の監査内容

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	523 40.0%	546 41.4%	486 39.5%	503 40.4%	37 47.4%	43 58.9%	479 39.6%	500 41.3%	44 45.4%	46 43.4%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	826 63.1%	803 60.9%	773 62.8%	758 60.9%	53 67.9%	45 61.6%	754 62.3%	727 60.0%	72 74.2%	76 71.7%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	780 59.6%	795 60.3%	737 59.9%	757 60.8%	43 55.1%	38 52.1%	719 59.4%	730 60.2%	61 62.9%	65 61.3%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	964 73.7%	947 71.9%	917 74.6%	910 73.1%	47 60.3%	37 50.7%	892 73.7%	876 72.3%	72 74.2%	71 67.0%
回答社数	1,308	1,318	1,230	1,245	78	73	1,211	1,212	97	106

比率は問 8-5 の肢 1 (有価証券報告書を監査している) 回答社数に占める割合・承認プロセスの監査が最も多い決算短信の場合とは異なり(問 7-4 参照)、有価証券報告書の場合は「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が全体で 71.9%と最も多く、この傾向は前回同様である。なお、非上場会社については各項目における比率の増減の幅が大きい、選択肢 1 および 2 については前回調査の増減の反動と思われるが、選択肢 3 及び 4 については前回調査と同様に減少傾向にある。

<参考> 決算短信と有価証券報告書の監査状況別社数 (問 7-3、問 8-5 のクロス集計)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
短信も有報も監査する	1,107 65.4%	1,104 64.7%	1,083 65.3%	1,089 64.9%	24 70.6%	15 50.0%	1,019 64.8%	1,012 64.2%	88 73.3%	92 70.2%
短信は監査するが有報は監査しない	149 8.8%	122 7.1%	148 8.9%	122 7.3%	1 2.9%	0 0.0%	140 8.9%	110 7.0%	9 7.5%	12 9.2%
短信は監査しないが有報は監査する	149 8.8%	164 9.6%	146 8.8%	156 9.3%	3 8.8%	8 26.7%	144 9.2%	158 10.0%	5 4.2%	6 4.6%
短信も有報も監査しない	288 17.0%	317 18.6%	282 17.0%	310 18.5%	6 17.6%	7 23.3%	270 17.2%	296 18.8%	18 15.0%	21 16.0%
回答社数	1,693 100.0%	1,707 100.0%	1,659 100.0%	1,677 100.0%	34 100.0%	30 100.0%	1,573 100.0%	1,576 100.0%	120 100.0%	131 100.0%

- ・決算短信、有価証券報告書ともに監査を行う会社の比率が、全体では 0.7 ポイント減少し、決算短信、有価証券報告書ともに監査しない会社は、全体では 1.6 ポイントと微増している。
- ・決算短信、有価証券報告書のいずれかしか監査しない会社の比率はそれぞれ 10%以下となっており、監査する以上は両方監査する会社が多いことを示している。

問 9-1 株主総会における監査役の口頭報告の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 行った	2,749	2,734	1,644	1,660	1,105	1,074	2,262	2,205	465	511
	89.2%	87.5%	98.8%	98.5%	77.9%	74.7%	90.5%	89.0%	83.2%	81.9%
2. 行わなかった	333	389	20	25	313	364	237	273	94	113
	10.8%	12.5%	1.2%	1.5%	22.1%	25.3%	9.5%	11.0%	16.8%	18.1%
回答社数	3,082	3,123	1,664	1,685	1,418	1,438	2,499	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役からの口頭報告を行った会社は 87.5%と大半を占めている。特に、上場会社では口頭報告を行った会社が 98.5%と、ほぼすべての会社で行われている。

問 9-2 株主総会における監査役に関連した質問の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 質問があった	100	93	86	78	14	15	90	83	10	9
	3.2%	3.0%	5.2%	4.6%	1.0%	1.0%	3.6%	3.3%	1.8%	1.4%
2. 質問はなかった	2,982	3,030	1,578	1,607	1,404	1,423	2,409	2,395	549	615
	96.8%	97.0%	94.8%	95.4%	99.0%	99.0%	96.4%	96.7%	98.2%	98.6%
回答社数	3,082	3,123	1,664	1,685	1,418	1,438	2,499	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役に関連した質問があった会社は全体で 3.0%と依然極めて少数に限られている。

問 9-3 株主総会における監査役に関連した質問内容

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 重点監査項目について	6 6.0%	3 3.2%	4 4.7%	1 1.3%	2 14.3%	2 13.3%	6 6.7%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
2. 実査・往査について	9 9.0%	4 4.3%	5 5.8%	3 3.8%	4 28.6%	1 6.7%	7 7.8%	3 3.6%	2 20.0%	1 11.1%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	5 5.0%	9 9.7%	5 5.8%	7 9.0%	0 0.0%	2 13.3%	5 5.6%	8 9.6%	0 0.0%	1 11.1%
4. 監査体制について	19 19.0%	8 8.6%	13 15.1%	7 9.0%	6 42.9%	1 6.7%	17 18.9%	6 7.2%	2 20.0%	1 11.1%
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	7 7.0%	5 5.4%	5 5.8%	4 5.1%	2 14.3%	1 6.7%	5 5.6%	4 4.8%	2 20.0%	1 11.1%
6. 取締役会への出席について	9 9.0%	14 15.1%	7 8.1%	12 15.4%	2 14.3%	2 13.3%	9 10.0%	12 14.5%	0 0.0%	2 22.2%
7. 会計監査人の監査結果について	2 2.0%	1 1.1%	1 1.2%	0 0.0%	1 7.1%	1 6.7%	2 2.2%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%
8. 会計監査人の独立性について	1 1.0%	2 2.2%	0 0.0%	2 2.6%	1 7.1%	0 0.0%	1 1.1%	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%
9. 会計監査人との連携について	2 2.0%	3 3.2%	1 1.2%	3 3.8%	1 7.1%	0 0.0%	2 2.2%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
10. 監査役会の運営・議題について	1 1.0%	2 2.2%	1 1.2%	2 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%
11. 社外監査役の独立性について	1 1.0%	4 4.3%	1 1.2%	4 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	4 4.8%	0 0.0%	0 0.0%
12. 社外監査役の役割や意思疎通の状況等について	6 6.0%	1 1.1%	5 5.8%	0 0.0%	1 7.1%	1 6.7%	5 5.6%	1 1.2%	1 10.0%	0 0.0%
13. 監査役の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	9 9.0%	3 3.2%	8 9.3%	3 3.8%	1 7.1%	0 0.0%	9 10.0%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
14. 補欠監査役の選任について	0 0.0%	2 2.2%	0 0.0%	2 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%
15. 監査役の監査結果について	3 3.0%	5 5.4%	3 3.5%	2 2.6%	0 0.0%	3 20.0%	3 3.3%	3 3.6%	0 0.0%	2 22.2%
16. 監査役の財務・会計に関する知見について	3 3.0%	0 0.0%	3 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
17. 役員報酬について	8 8.0%	6 6.5%	7 8.1%	6 7.7%	1 7.1%	0 0.0%	5 5.6%	6 7.2%	3 30.0%	0 0.0%
18. 監査役会監査報告の記載内容について	10 10.0%	10 10.8%	9 10.5%	8 10.3%	1 7.1%	2 13.3%	10 11.1%	9 10.8%	0 0.0%	1 11.1%
19. その他	38 38.0%	36 38.7%	35 40.7%	31 39.7%	3 21.4%	5 33.3%	34 37.8%	32 38.6%	4 40.0%	3 33.3%
回答社数	100	93	86	78	14	15	90	83	10	9

比率は問 9-2 で肢 1(質問があった)回答社数に占める割合

・前回最も多かった「4.監査体制について」は前回から 10.4 ポイント減少し、今回は「6. 取締役会への出席について」が最も多く、全体で 6.1 ポイント増加し 15.1%となった。次に「18.監査役会監査報告の記載

内容について」が 10.8%で続いている。「6. 取締役会への出席について」が増加しているのは、取締役及び監査役の再任及び解任に対する議決権の行使において議決権行使助言会社が取締役会への出席率を判断基準に採用していることが影響していると思われる。

・企業集団内部統制の規定、会計監査人の選解任等の議案内容決定権及び社外要件の厳格化など会社法改正に関連する項目については、「3. 企業集団の監査、子会社の調査について」が 4.7 ポイント増加して 9.7%に、「8. 会計監査人の独立性について」及び「9. 会計監査人との連携について」がそれぞれ 1.2 ポイントの微増、また「11. 社外監査役の独立性について」が 3.3 ポイント増加して 4.3%となった。

問 9-4 株主総会における監査役に関する質問への回答

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 監査役が回答した	64	68	51	56	13	12	57	60	7	7
	64.0%	73.1%	59.3%	71.8%	92.9%	80.0%	63.3%	72.3%	70.0%	77.8%
2. 監査役は回答しなかった	36	25	35	22	1	3	33	23	3	2
	36.0%	26.9%	40.7%	28.2%	7.1%	20.0%	36.7%	27.7%	30.0%	22.2%
回答社数	100	93	86	78	14	15	90	83	10	9
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.監査役が回答した」が 73.1%と前回より 9.1 ポイント増加しているが、これは前回 7.7 ポイント減少したことが影響していると思われ、上場会社と大会社での増加が大きく影響している。

Ⅲ 監査役(会)の日常監査について

問 10-1 取締役会における監査役の発言状況

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 議長からの求めに応じて発言している	491	431	318	266	173	165	413	355	76	74
	15.9%	13.8%	19.1%	15.8%	12.2%	11.5%	16.5%	14.3%	13.6%	11.9%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,595	2,650	1,531	1,558	1,064	1,092	2,136	2,126	444	508
	84.2%	84.9%	92.0%	92.5%	75.0%	75.9%	85.4%	85.8%	79.4%	81.4%
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	752	691	272	235	480	456	582	521	156	163
	24.4%	22.1%	16.3%	13.9%	33.9%	31.7%	23.3%	21.0%	27.9%	26.1%
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	20	26	5	7	15	19	16	18	4	7
	0.6%	0.8%	0.3%	0.4%	1.1%	1.3%	0.6%	0.7%	0.7%	1.1%
5. その他	23	21	4	5	19	16	15	16	8	5
	0.7%	0.7%	0.2%	0.3%	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.4%	0.8%
回答社数	3,083	3,123	1,665	1,685	1,418	1,438	2,500	2,478	559	624

- ・全体の 84.9%の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、比率は前回とほぼ同じ水準であり、取締役会において必要に応じ十分発言していることを示している。特に、上場会社では選択肢 2 が 92.5%に達している。
- ・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」は上場/非上場、大会社/大会社以外の区別にかかわらず前回同様ほとんどない状況である。

問 10-2 取締役会における監査役の発言の内容

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 法令・定款への遵守性	2,450	2,475	1,360	1,362	1,090	1,113	2,001	1,984	430	472
	79.5%	79.3%	81.7%	80.8%	76.9%	77.4%	80.0%	80.1%	76.9%	75.6%
2. 経営判断原則の履行の充分性	1,792	1,870	1,070	1,101	722	769	1,489	1,514	290	340
	58.1%	59.9%	64.3%	65.3%	50.9%	53.5%	59.6%	61.1%	51.9%	54.5%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	2,600	2,723	1,465	1,527	1,135	1,196	2,146	2,193	438	515
	84.3%	87.2%	88.0%	90.6%	80.0%	83.2%	85.8%	88.5%	78.4%	82.5%
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	536	535	325	322	211	213	458	444	75	88
	17.4%	17.1%	19.5%	19.1%	14.9%	14.8%	18.3%	17.9%	13.4%	14.1%
5. 同業他社における対応、それとの差異	372	370	239	222	133	148	325	308	44	61
	12.1%	11.8%	14.4%	13.2%	9.4%	10.3%	13.0%	12.4%	7.9%	9.8%
6. 業務執行の当・不当を質す観点	1,148	1,088	687	633	461	455	949	878	195	205
	37.2%	34.8%	41.3%	37.6%	32.5%	31.6%	38.0%	35.4%	34.9%	32.9%
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,216	1,230	733	740	483	490	980	968	233	256
	39.4%	39.4%	44.0%	43.9%	34.1%	34.1%	39.2%	39.1%	41.7%	41.0%
8. 経営上のリスクを促す観点	1,151	1,184	685	708	466	476	968	960	181	217
	37.3%	37.9%	41.1%	42.0%	32.9%	33.1%	38.7%	38.7%	32.4%	34.8%
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	1,074	1,064	796	799	278	265	944	918	127	141
	34.8%	34.1%	47.8%	47.4%	19.6%	18.4%	37.8%	37.0%	22.7%	22.6%
10. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	603	586	420	407	183	179	526	498	75	85
	19.6%	18.8%	25.2%	24.2%	12.9%	12.4%	21.0%	20.1%	13.4%	13.6%
11. その他	180	166	101	81	79	85	146	131	33	34
	5.8%	5.3%	6.1%	4.8%	5.6%	5.9%	5.8%	5.3%	5.9%	5.4%
回答社数	3,083	3,123	1,665	1,685	1,418	1,438	2,500	2,478	559	624

- ・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、2.9ポイント増加し87.2%となっている。次いで、「1.法令・定款への遵守性」が、0.2ポイント減少して79.3%、3番目は「2.経営判断の履行の充分性」で1.8ポイント増加して59.9%と、上位3項目の順位は前回と同じである。
- ・「9.株主に与える影響、株主利益の視点」と「10.株主以外のステークホルダーの利益の視点」について、前回調査と同様に、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高かった。
- ・取締役会における発言状況に係る監査役と社外取締役の比較は問10-4参照のこと。

問 10-3 取締役会における社外取締役の発言状況

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 議長からの求めに応じて発言している	333	315	205	192	128	123	274	258	58	57
	14.9%	12.9%	17.7%	14.6%	11.8%	11.0%	14.9%	13.0%	15.1%	13.0%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,009	2,189	1,067	1,209	942	980	1,668	1,785	327	387
	89.6%	89.8%	92.3%	91.8%	86.7%	87.5%	90.8%	90.1%	84.9%	88.4%
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	115	95	29	29	86	66	80	72	30	23
	5.1%	3.9%	2.5%	2.2%	7.9%	5.9%	4.4%	3.6%	7.8%	5.3%
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	41	33	14	16	27	17	34	29	7	4
	1.8%	1.4%	1.2%	1.2%	2.5%	1.5%	1.9%	1.5%	1.8%	0.9%
5. その他	32	41	8	19	24	22	19	33	11	7
	1.4%	1.7%	0.7%	1.4%	2.2%	2.0%	1.0%	1.7%	2.9%	1.6%
回答社数(「6.社外取締役はいない」を除く)	2,242	2,437	1,156	1,317	1,086	1,120	1,837	1,981	385	438
比率は肢 6(社外取締役はいない)を除く回答社数に占める割合										
6.社外取締役はいない	841	686	509	368	332	318	663	497	174	186

- ・全体の 89.8%の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており(前回より 0.2 ポイント増加)、監査役の場合(84.9%)よりやや比率が高い(問 10-1 参照)。
- ・「3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない」は、監査役の場合(22.1%)よりもかなり少なく 3.9%となっており、社外取締役は、取締役会以外の重要会議へ出席したり、代表取締役等と意見交換を行う機会が少ないことによると見られる。
- ・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」は全体で 1.4%と監査役の場合(0.8%)より比率が若干高いが、ほとんどない状況であることに変わりはない。

問 10-4 取締役会における社外取締役の発言の内容

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 法令・定款への遵守性	954 43.1%	1,034 42.6%	578 51.1%	637 48.6%	376 34.8%	397 35.6%	805 44.4%	870 44.1%	137 36.1%	157 36.1%
2. 経営判断原則の履行の充分性	1,233 55.7%	1,393 57.4%	689 60.9%	816 62.3%	544 50.4%	577 51.7%	1,045 57.6%	1,157 58.7%	177 46.6%	224 51.5%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	1,703 77.0%	1,872 77.2%	926 81.8%	1,067 81.5%	777 71.9%	805 72.2%	1,432 79.0%	1,549 78.5%	258 67.9%	313 72.0%
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	364 16.5%	438 18.1%	199 17.6%	256 19.5%	165 15.3%	182 16.3%	320 17.7%	372 18.9%	40 10.5%	63 14.5%
5. 同業他社における対応、それとの差異	615 27.8%	707 29.2%	354 31.3%	399 30.5%	261 24.2%	308 27.6%	520 28.7%	585 29.7%	92 24.2%	117 26.9%
6. 業務執行の当・不当を質す観点	740 33.5%	805 33.2%	418 36.9%	484 36.9%	322 29.8%	321 28.8%	625 34.5%	666 33.8%	111 29.2%	135 31.0%
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,110 50.2%	1,224 50.5%	525 46.4%	602 46.0%	585 54.2%	622 55.8%	892 49.2%	968 49.1%	211 55.5%	249 57.2%
8. 経営上のリスクを促す観点	889 40.2%	1,055 43.5%	526 46.5%	645 49.2%	363 33.6%	410 36.8%	762 42.0%	882 44.7%	123 32.4%	167 38.4%
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	805 36.4%	874 36.0%	471 41.6%	524 40.0%	334 30.9%	350 31.4%	694 38.3%	749 38.0%	109 28.7%	119 27.4%
10. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	389 17.6%	407 16.8%	267 23.6%	302 23.1%	122 11.3%	105 9.4%	356 19.6%	360 18.3%	31 8.2%	46 10.6%
11. その他	180 8.1%	212 8.7%	94 8.3%	117 8.9%	86 8.0%	95 8.5%	146 8.1%	178 9.0%	32 8.4%	32 7.4%
回答社数(「12.社外取締役はいない」を除く)	2,212	2,425	1,132	1,310	1,080	1,115	1,813	1,972	380	435
比率は肢 12(社外取締役はいない)を除く回答社数に占める割合										
12. 社外取締役はいない	870	698	532	375	338	323	686	506	179	189

- ・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、0.2ポイント増加し77.2%となっている。次いで、「2.経営判断の履行の充分性」が1.7ポイント増加して57.4%、3番目は「7.予算・収益計画の進捗を質す観点」で0.3ポイント増加して50.5%と、上位3項目の順位は前回と同じで、監査役の場合とは異なる。
- ・監査役との比較においては、監査役、社外取締役とも「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が最も多いが、監査役の比率の方が高い(監査役 87.2%、社外取締役 77.2%)。また、「1.法令・定款への遵守性」については、社外取締役 42.6%に対し、監査役 79.3%と大きく異なっている。これは、監査役が適法性を監査する責務を負っているためと考えられる。他方、「5. 同業他社における対応、

それとの差異」及び「7. 予算・収益計画の進捗を質す観点」については、監査役はそれぞれ 11.8%、39.4%であるのに対し、社外取締役は 29.2%、50.5%となっており、監査役は適法性に限らず妥当性についても発言しているとはいうものの、求められる責務が社外取締役とは異なることを表していると考えられる(問 10-2 参照)。

- ・「2. 経営判断原則の履行の充分性」及び「8. 経営上のリスクテイクを促す観点」については、監査役(59.9%、37.9%)と社外取締役(57.4%、43.5%)に大きな差異は見られない。
- ・「9. 株主に与える影響、株主利益の視点」については、監査役、社外取締役とも、上場会社が非上場会社に比べて比率が高いが、社外取締役の場合は非上場会社でも31.4%(監査役18.4%)とかなりの比率となっており、法的に義務付けられていない社外取締役を選任する上で期待値の高い項目と考えられる。

問 10-5 取締役会の決定に対する監査役の意見の影響

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 取締役会の決定に影響を与えたことがある	769	844	516	552	253	292	622	667	143	170
	25.0%	27.0%	31.0%	32.8%	17.8%	20.3%	24.9%	26.9%	25.6%	27.2%
2. 監査役は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて取締役会において監査役が指摘しなければならない事態は生じていない	890	818	377	335	513	483	715	619	165	194
	28.9%	26.2%	22.7%	19.9%	36.2%	33.6%	28.6%	25.0%	29.5%	31.1%
3. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	785	799	491	508	294	291	669	669	110	125
	25.5%	25.6%	29.5%	30.1%	20.7%	20.2%	26.8%	27.0%	19.7%	20.0%
4. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	13	17	5	11	8	6	5	13	8	4
	0.4%	0.5%	0.3%	0.7%	0.6%	0.4%	0.2%	0.5%	1.4%	0.6%
5. 監査役が指摘しなければならないような状況は生じていない	590	598	255	252	335	346	458	476	128	118
	19.1%	19.1%	15.3%	15.0%	23.6%	24.1%	18.3%	19.2%	22.9%	18.9%
6. その他	34	47	19	27	15	20	29	34	5	13
	1.1%	1.5%	1.1%	1.6%	1.1%	1.4%	1.2%	1.4%	0.9%	2.1%
回答社数	3,081	3,123	1,663	1,685	1,418	1,438	2,498	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では選択肢1～3が拮抗しているが、選択肢2及び3が微減もしくはほぼ横這いであるのに対し、「1. 取締役会の決定に影響を与えたことがある」が 2.0 ポイント増加し最も多くなった(27.0%)。また上場会社では 32.8%になった。
- ・決定に影響を与えたことがない会社でも十分コミュニケーションが取れている会社や、指摘を真摯に受け止めてもらえる会社(選択肢の2及び3)は合わせて 51.8%あった。
- ・「4. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない」は全体で 0.5%となり、ほとんどない状況に変わりはない。

問 10-6 個別事象に対する監査役の対応

将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じたときの監査役の対応（複数回答可）

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	1,160	1,218	671	699	489	519	958	992	193	215
	77.2%	78.8%	79.9%	80.7%	73.9%	76.3%	78.3%	81.0%	72.6%	69.6%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	1,136	1,195	654	707	482	488	941	965	186	221
	75.6%	77.3%	77.9%	81.6%	72.8%	71.8%	76.9%	78.8%	69.9%	71.5%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	789	841	465	476	324	365	654	677	129	156
	52.5%	54.4%	55.4%	55.0%	48.9%	53.7%	53.4%	55.3%	48.5%	50.5%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	662	647	356	349	306	298	538	495	123	146
	44.1%	41.8%	42.4%	40.3%	46.2%	43.8%	44.0%	40.4%	46.2%	47.2%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	430	410	268	234	162	176	349	308	76	98
	28.6%	26.5%	31.9%	27.0%	24.5%	25.9%	28.5%	25.1%	28.6%	31.7%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	158	146	70	93	88	53	126	120	31	25
	10.5%	9.4%	8.3%	10.7%	13.3%	7.8%	10.3%	9.8%	11.7%	8.1%
7. 上記以外の対応	29	29	19	18	10	11	25	27	4	2
	1.9%	1.9%	2.3%	2.1%	1.5%	1.6%	2.0%	2.2%	1.5%	0.6%
回答社数(「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を除く)	1,502	1,546	840	866	662	680	1,224	1,225	266	309
比率は「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を除く回答社数に対する割合										
8. そのような局面に遭遇することはなかった	1,579	1,577	823	819	756	758	1,274	1,253	293	315
総回答社数	3,081	3,123	1,663	1,685	1,418	1,438	2,498	2,478	559	624

肢8(そのような局面に遭遇することはなかった)の比率は、総回答社数に対する割合

- ・問題が発生した場合の対応として「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」が 1.6 ポイント増加して 78.8%、「2.関係する取締役から事情を聞いた」が 1.7 ポイント増加し 77.3%と、7割以上の監査役が情報収集に努めており、上場会社では8割を超えている。また、「3.関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が 1.9 ポイント増加し 54.4%となっている。
- ・「5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が、2.1 ポイント減少して 26.5%となっており、監査役の責務の遂行の観点からはやや気がかりである。

問 11-1 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. あった	2,626	2,579	1,607	1,596	1,019	983	2,399	2,333	211	235
	94.9%	93.9%	96.7%	94.9%	92.2%	92.3%	96.5%	94.9%	79.9%	85.1%
2. なかった	141	168	55	86	86	82	86	125	53	41
	5.1%	6.1%	3.3%	5.1%	7.8%	7.7%	3.5%	5.1%	20.1%	14.9%
回答社数	2,767	2,747	1,662	1,682	1,105	1,065	2,485	2,458	264	276
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では93.9%、上場会社、非上場会社、大会社いずれも9割を超える会社において、担当取締役等から事前の情報提供があり、前回同様のレベルにある。なお、大会社以外が5.2ポイント増加し85.1%に上昇しているが、前回調査では9.3ポイント減少したことの反動と思われる。

問 11-2 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	305	295	196	177	109	118	280	269	23	26
	11.6%	11.4%	12.2%	11.1%	10.7%	12.0%	11.7%	11.5%	10.9%	11.1%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	734	729	430	433	304	296	666	656	64	71
	28.0%	28.3%	26.8%	27.1%	29.8%	30.1%	27.8%	28.1%	30.3%	30.2%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	850	785	556	526	294	259	786	710	61	73
	32.4%	30.4%	34.6%	33.0%	28.9%	26.3%	32.8%	30.4%	28.9%	31.1%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	1,123	1,116	718	720	405	396	1,034	1,028	82	80
	42.8%	43.3%	44.7%	45.1%	39.7%	40.3%	43.1%	44.1%	38.9%	34.0%
回答社数	2,626	2,579	1,607	1,596	1,019	983	2,399	2,333	211	235

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が43.3%と最も多く、前回と大きな差はない。

問 11-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. あった	1,929	2,003	1,177	1,249	752	754	1,768	1,803	149	193
	69.7%	72.9%	70.8%	74.3%	68.1%	70.8%	71.1%	73.4%	56.4%	69.9%
2. なかった	838	744	485	433	353	311	717	655	115	83
	30.3%	27.1%	29.2%	25.7%	31.9%	29.2%	28.9%	26.6%	43.6%	30.1%
回答社数	2,767	2,747	1,662	1,682	1,105	1,065	2,485	2,458	264	276
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で72.9%と前回より3.2ポイント増加しているが、担当取締役等からの事前の情報提供に比べて21ポイント少ない(問 11-1 参照)。監査役と会計監査人の連携が進んでいることがうかがえる結果となっているが、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査役の同意が執行側の提案に対する同意ということによるところが大きいと思われる。
- ・なお、大会社以外の会社では、情報提供のあった会社が13.5ポイント増加し69.9%となっている。

問 11-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	235	284	145	165	90	119	213	263	20	20
	12.2%	14.2%	12.3%	13.2%	12.0%	15.8%	12.0%	14.6%	13.4%	10.4%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	490	485	295	286	195	199	444	421	44	64
	25.4%	24.2%	25.1%	22.9%	25.9%	26.4%	25.1%	23.3%	29.5%	33.2%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	573	570	355	379	218	191	532	517	39	51
	29.7%	28.5%	30.2%	30.3%	29.0%	25.3%	30.1%	28.7%	26.2%	26.4%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	749	800	462	508	287	292	693	728	50	68
	38.8%	39.9%	39.3%	40.7%	38.2%	38.7%	39.2%	40.4%	33.6%	35.2%
回答社数	1,929	2,003	1,177	1,249	752	754	1,768	1,803	149	193

- ・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が1.1ポイント増加し39.9%と最も多く、前回と大きな差はない。

問 11-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

会計監査人の報酬に関する執行部の折衝状況の監査役による把握状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 十分把握していた	757 27.4%	758 27.6%	453 27.3%	461 27.4%	304 27.5%	297 27.9%	691 27.8%	678 27.6%	60 22.7%	77 27.9%
2. ある程度把握していた	1,706 61.7%	1,693 61.6%	1,059 63.7%	1,053 62.6%	647 58.6%	640 60.1%	1,545 62.2%	1,522 61.9%	153 58.0%	164 59.4%
3. 把握は不十分であった	202 7.3%	207 7.5%	114 6.9%	116 6.9%	88 8.0%	91 8.5%	172 6.9%	175 7.1%	28 10.6%	30 10.9%
4. 全く把握していなかった	102 3.7%	89 3.2%	36 2.2%	52 3.1%	66 6.0%	37 3.5%	77 3.1%	83 3.4%	23 8.7%	5 1.8%
回答社数	2,767 100.0%	2,747 100.0%	1,662 100.0%	1,682 100.0%	1,105 100.0%	1,065 100.0%	2,485 100.0%	2,458 100.0%	264 100.0%	276 100.0%

・全体で「1.十分把握していた」と「2.ある程度把握していた」の合計が 89.2%となっており、前回同様監査役(会)は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる。

問 11-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
1. 決議事項として付議されている	888 32.1%	944 34.4%	592 35.6%	622 37.0%	296 26.8%	322 30.2%	774 31.1%	798 32.5%	106 40.2%	143 51.8%
2. 報告事項として付議されている	441 15.9%	407 14.8%	238 14.3%	253 15.0%	203 18.4%	154 14.5%	390 15.7%	354 14.4%	48 18.2%	49 17.8%
3. 付議されていない	1,438 52.0%	1,396 50.8%	832 50.1%	807 48.0%	606 54.8%	589 55.3%	1,321 53.2%	1,306 53.1%	110 41.7%	84 30.4%
回答社数	2,767 100.0%	2,747 100.0%	1,662 100.0%	1,682 100.0%	1,105 100.0%	1,065 100.0%	2,485 100.0%	2,458 100.0%	264 100.0%	276 100.0%

・「1.決議事項として付議されている」が全体で 2.3 ポイント増加し 34.4%となっている。また、「3.付議されていない」が依然 5 割(50.8%)あるが、上場会社では 2.1 ポイント減少し 48.0%となっている。

問 11-7 会計監査人の選任又は再任

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 今期新たに選任した	79	90	35	40	44	50	58	57	20	33
	2.9%	3.3%	2.1%	2.4%	4.0%	4.7%	2.3%	2.3%	7.6%	12.0%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	2,608	2,620	1,600	1,616	1,008	1,004	2,383	2,371	210	238
	94.3%	95.4%	96.3%	96.1%	91.2%	94.3%	95.9%	96.5%	79.5%	86.2%
3. その他	80	37	27	26	53	11	44	30	34	5
	2.9%	1.3%	1.6%	1.5%	4.8%	1.0%	1.8%	1.2%	12.9%	1.8%
回答社数	2,767	2,747	1,662	1,682	1,105	1,065	2,485	2,458	264	276
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」の比率が 95.4%と若干増加したものの、ほとんどの会社が再任している傾向に変化はない。ただし、大会社以外の会社では、「1. 今期新たに選任した」が 4.4 ポイント増加し 12.0%となっている。

問 11-8 会計監査人の選任議案の決定プロセスへの監査役の関与状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した	3	3	2	2	1	1	3	1	0	2
	3.8%	3.3%	5.7%	5.0%	2.3%	2.0%	5.2%	1.8%	0.0%	6.1%
2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上選定した	7	6	5	5	2	1	5	6	2	0
	8.9%	6.7%	14.3%	12.5%	4.5%	2.0%	8.6%	10.5%	10.0%	0.0%
3. 執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した	69	81	28	33	41	48	50	50	18	31
	87.3%	90.0%	80.0%	82.5%	93.2%	96.0%	86.2%	87.7%	90.0%	93.9%
回答社数	79	90	35	40	44	50	58	57	20	33
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「3. 執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 2.7 ポイント増加し 90.0%であり、全ての会社区分でやや増加している。ほとんどの会社において会社法上与えられている同意権に沿った対応をしていると考えられる。

・会社法改正の結果、会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移るとどのような変化が起こるか注視する必要がある。

問 11-9 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議

会計監査人の再任議案の決定プロセス

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 監査役会で審議した	1,370	1,366	958	949	412	417	1,260	1,257	96	100
	52.5%	52.1%	59.9%	58.7%	40.9%	41.5%	52.9%	53.0%	45.7%	42.0%
2. 監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った	783	814	412	445	371	369	708	714	74	98
	30.0%	31.1%	25.8%	27.5%	36.8%	36.8%	29.7%	30.1%	35.2%	41.2%
3. 監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない	455	440	230	222	225	218	415	400	40	40
	17.4%	16.8%	14.4%	13.7%	22.3%	21.7%	17.4%	16.9%	19.0%	16.8%
回答社数	2,608	2,620	1,600	1,616	1,008	1,004	2,383	2,371	210	238
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1.監査役会で審議した」会社が全体で 52.1%であり、前回から大きな変化はない。
- ・「3.監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない」会社は、全体として減少傾向にあるが、全体では依然として 16.8%あることは懸念材料である。
- ・なお、大会社以外の会社では、「2. 監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った」が 6.0 ポイント増加している。
- ・会社法見直しの結果、会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移った場合にどのような変化が起こるか注視する必要がある。

問 11-10 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の同意書

会計監査人の再任に関する同意の依頼の受領および回答の伝達方法

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 同意依頼書を書面で受領し、監査役(会)の同意書を書面で提出した	957	996	559	578	398	418	881	929	69	62
	36.7%	38.0%	34.9%	35.8%	39.5%	41.6%	37.0%	39.2%	32.9%	26.1%
2. 口頭で同意の依頼を受領し、監査役(会)の同意書は書面で提出した	202	217	134	143	68	74	184	183	18	33
	7.7%	8.3%	8.4%	8.8%	6.7%	7.4%	7.7%	7.7%	8.6%	13.9%
3. 書面でも口頭でも同意を依頼されていないが、監査役(会)の同意書を書面で提出した	92	101	73	75	19	26	81	90	10	11
	3.5%	3.9%	4.6%	4.6%	1.9%	2.6%	3.4%	3.8%	4.8%	4.6%
4. 同意依頼書を書面で受領し、監査役(会)として同意の旨を口頭で伝えた	41	45	16	27	25	18	37	40	4	4
	1.6%	1.7%	1.0%	1.7%	2.5%	1.8%	1.6%	1.7%	1.9%	1.7%
5. 口頭で同意の依頼を受領し、監査役(会)として同意の旨を口頭で伝えた	433	394	285	254	148	140	388	337	43	55
	16.6%	15.0%	17.8%	15.7%	14.7%	13.9%	16.3%	14.2%	20.5%	23.1%
6. 書面でも口頭でも同意を依頼されていないが、監査役(会)として同意の旨を口頭で伝えた	220	211	140	136	80	75	200	191	18	20
	8.4%	8.1%	8.8%	8.4%	7.9%	7.5%	8.4%	8.1%	8.6%	8.4%
7. 書面でも口頭でも同意を依頼されておらず、監査役(会)として同意について何も伝えていない	660	648	392	398	268	250	609	593	48	53
	25.3%	24.7%	24.5%	24.6%	26.6%	24.9%	25.6%	25.0%	22.9%	22.3%
8. 書面もしくは口頭で同意を依頼されたが、監査役(会)から同意について何も伝えなかった	3	8	1	5	2	3	3	8	0	0
	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%
回答社数	2,608	2,620	1,600	1,616	1,008	1,004	2,383	2,371	210	238
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・書面か口頭かにかかわらず、何らかの形で同意の依頼があった会社の比率は63.3%あり、執行側としても監査役の同意をある程度重視していることがうかがえる。
- ・会社法改正の結果、会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移るとどのような変化が起こるか注視する必要がある。

問 12-1 内部統制報告書提出状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 提出会社である	1,692	1,726	1,632	1,661	60	65	1,571	1,596	119	130
	54.9%	55.3%	98.2%	98.6%	4.2%	4.5%	62.9%	64.4%	21.3%	20.8%
2. 提出会社ではない	1,389	1,397	30	24	1,359	1,373	927	882	440	494
	45.1%	44.7%	1.8%	1.4%	95.8%	95.5%	37.1%	35.6%	78.7%	79.2%
回答社数	3,081	3,123	1,662	1,685	1,419	1,438	2,498	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・提出を義務付けられる上場会社ではほぼすべての会社が提出しており、提出を義務付けられていない非上場会社ではほとんどの会社が提出しておらず、前回調査から傾向に変化はない。

問 12-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携

(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	1,542	1,555	1,488	1,501	54	54	1,439	1,443	101	112
	91.1%	90.1%	91.2%	90.4%	90.0%	83.1%	91.6%	90.4%	84.9%	86.2%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査役の監査計画を監査人に説明した	702	742	674	723	28	19	654	688	46	54
	41.5%	43.0%	41.3%	43.5%	46.7%	29.2%	41.6%	43.1%	38.7%	41.5%
3. 四半期に1回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	1,287	1,358	1,253	1,326	34	32	1,203	1,258	83	100
	76.1%	78.7%	76.8%	79.8%	56.7%	49.2%	76.6%	78.8%	69.7%	76.9%
4. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面」で受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	1,112	1,150	1,080	1,114	32	36	1,043	1,066	67	84
	65.7%	66.6%	66.2%	67.1%	53.3%	55.4%	66.4%	66.8%	56.3%	64.6%
5. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭」で受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	304	334	297	329	7	5	280	306	24	28
	18.0%	19.4%	18.2%	19.8%	11.7%	7.7%	17.8%	19.2%	20.2%	21.5%
6. 監査役会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)	458	516	446	488	12	28	429	471	28	45
	27.1%	29.9%	27.3%	29.4%	20.0%	43.1%	27.3%	29.5%	23.5%	34.6%
回答社数	1,692	1,726	1,632	1,661	60	65	1,571	1,596	119	130

比率は問 12-1 で「1.内部統制報告書を提出している」と回答した会社数に占める割合

・全体で見ると、「1.監査人の監査計画作成時」(90.1%)、「3.四半期に1回以上、四半期レビュー報告時」(78.7%)、「(口頭の場合を含め)定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時」(選択肢 4 及び 5、合計で 86.0%)といった節目に大半の監査役(会)が監査人から報告を受けていることがうかがえる。

問 13-1 監査役の監査環境の整備

監査役の監査環境の整備に関する代表取締役の理解状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 十分に理解を得られている	1,634	1,631	906	889	728	742	1,362	1,341	260	282
	53.0%	52.2%	54.5%	52.8%	51.3%	51.6%	54.5%	54.1%	46.5%	45.2%
2. ある程度理解を得られている	1,266	1,326	676	707	590	619	1,011	1,015	243	300
	41.1%	42.5%	40.7%	42.0%	41.6%	43.0%	40.5%	41.0%	43.5%	48.1%
3. あまり理解を得られていない	174	154	78	84	96	70	121	113	53	39
	5.6%	4.9%	4.7%	5.0%	6.8%	4.9%	4.8%	4.6%	9.5%	6.3%
4. 全く理解を得られていない	7	12	2	5	5	7	4	9	3	3
	0.2%	0.4%	0.1%	0.3%	0.4%	0.5%	0.2%	0.4%	0.5%	0.5%
回答社数	3,081	3,123	1,662	1,685	1,419	1,438	2,498	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1.十分に理解を得られている」が全体で0.8ポイント減少し52.2%となっている。
- ・「1.十分に理解を得られている」と「2.ある程度理解を得られている」の合計は全体で94.7%と前回同様高水準にある。
- ・なお、大会社以外の会社では、「3.あまり理解を得られていない」が3.2ポイント減少し6.3%、「2.ある程度理解を得られている」が4.6ポイント増加し48.1%となり、改善が見られる。

問 13-2 監査役への報告体制の構築運用状況

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 体制の構築も運用も十分になされている	1,652	1,684	920	927	732	757	1,408	1,409	233	266
	53.6%	53.9%	55.4%	55.0%	51.6%	52.6%	56.4%	56.9%	41.7%	42.6%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	1,072	1,089	603	624	469	465	872	860	190	221
	34.8%	34.9%	36.3%	37.0%	33.1%	32.3%	34.9%	34.7%	34.0%	35.4%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	357	350	139	134	218	216	218	209	136	137
	11.6%	11.2%	8.4%	8.0%	15.4%	15.0%	8.7%	8.4%	24.3%	22.0%
回答社数	3,081	3,123	1,662	1,685	1,419	1,438	2,498	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・監査役への報告体制については、大きな変化は見られない。

問 13-3 内部通報制度の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 内部通報制度がある	2,898	2,964	1,625	1,652	1,273	1,312	2,407	2,402	468	541
	94.1%	94.9%	97.8%	98.0%	89.7%	91.2%	96.4%	96.9%	83.7%	86.7%
2. 内部通報制度はない	183	159	37	33	146	126	91	76	91	83
	5.9%	5.1%	2.2%	2.0%	10.3%	8.8%	3.6%	3.1%	16.3%	13.3%
回答社数	3,081	3,123	1,662	1,685	1,419	1,438	2,498	2,478	559	624
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 13-4 監査役への通報窓口の有無

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 監査役も内部通報の窓口の 1つになっている	627	654	383	401	244	253	516	538	109	114
	21.6%	22.1%	23.6%	24.3%	19.2%	19.3%	21.4%	22.4%	23.3%	21.1%
2. 監査役は内部通報の窓口 になっていない	2,271	2,310	1,242	1,251	1,029	1,059	1,891	1,864	359	427
	78.4%	77.9%	76.4%	75.7%	80.8%	80.7%	78.6%	77.6%	76.7%	78.9%
回答社数	2,898	2,964	1,625	1,652	1,273	1,312	2,407	2,402	468	541
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役が内部通報の窓口になっている会社は各区分において2割前後と多くはないが、若干増加している。取締役の職務執行の監査という監査役の仕事の職責を考えると、監査役への報告体制の一環として、内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、問 13-2 の監査役への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある。

問 14-1 監査役の報酬等の制度

各種報酬制度の有無(複数回答可)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	182	196	78	92	104	104	162	161	20	33
	6.0%	6.4%	4.8%	5.5%	7.5%	7.4%	6.6%	6.6%	3.6%	5.4%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	2,838	2,856	1,560	1,571	1,278	1,285	2,286	2,265	532	575
	93.8%	93.4%	95.2%	94.5%	92.1%	92.0%	93.2%	93.3%	96.0%	94.3%
3. 賞与の支給制度	605	565	319	296	286	269	503	468	98	94
	20.0%	18.5%	19.5%	17.8%	20.6%	19.3%	20.5%	19.3%	17.7%	15.4%
4. 退職慰労金の支給制度	874	810	333	287	541	523	689	630	176	173
	28.9%	26.5%	20.3%	17.3%	39.0%	37.5%	28.1%	25.9%	31.8%	28.4%
5. ストック・オプションの支給制度	82	91	62	59	20	32	59	61	23	29
	2.7%	3.0%	3.8%	3.5%	1.4%	2.3%	2.4%	2.5%	4.2%	4.8%
回答社数	3,027	3,058	1,639	1,662	1,388	1,396	2,452	2,428	554	610

・監査役の報酬としては「2.月額報酬(定額基本給のみ)」が全体で9割を超えており、監査役の職務は業績と直接連動がないことが理由になっていると考えられる。

・「4.退職慰労金の支給制度」は、全体で2.4ポイント減少し26.5%となり、前回から引き続きやや減少傾向にある。

問 14-2 監査役への賞与の支給

(問 14-1 で「3.賞与の支給制度あり」と回答した会社の支給状況)

(上段:社数) (下段:比率)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2013年	2014年								
1. 監査役への賞与の支給があった	406	504	205	260	201	244	341	421	63	80
	82.9%	89.7%	77.4%	88.1%	89.3%	91.4%	82.4%	90.3%	85.1%	86.0%
2. 監査役への賞与の支給はなかった	84	58	60	35	24	23	73	45	11	13
	17.1%	10.3%	22.6%	11.9%	10.7%	8.6%	17.6%	9.7%	14.9%	14.0%
回答社数	490	562	265	295	225	267	414	466	74	93
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役の賞与制度を採用している会社では実際に支給しているケースが多い状況には大きな変化は見られない。

問 14-3 監査役年額報酬額

監査役年額報酬額(ストック・オプション、退職慰労金を除く)のレベル別人数(全体)

(上段:人数) (下段:比率)	2013年					2014年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200万円未満	25 0.9%	41 3.6%	150 36.6%	1,769 37.2%	1,985 22.2%	41 1.5%	74 6.3%	172 37.2%	1,711 36.2%	1,998 21.8%
2. 200万円以上～ 500万円未満	66 2.5%	114 10.0%	152 37.1%	1,887 39.7%	2,219 24.8%	98 3.5%	135 11.4%	173 37.4%	1,926 40.7%	2,332 25.5%
3. 500万円以上～ 1,000万円未満	550 20.8%	321 28.3%	77 18.8%	859 18.1%	1,807 20.2%	538 19.3%	360 30.4%	85 18.4%	834 17.6%	1,817 19.8%
4. 1,000万円以上 ～1,500万円未満	997 37.7%	378 33.3%	17 4.1%	184 3.9%	1,576 17.6%	1,004 36.0%	346 29.2%	19 4.1%	233 4.9%	1,602 17.5%
5. 1,500万円以上 ～2,000万円未満	552 20.8%	186 16.4%	9 2.2%	33 0.7%	780 8.7%	611 21.9%	175 14.8%	9 1.9%	22 0.5%	817 8.9%
6. 2,000万円以上 ～3,000万円未満	348 13.1%	86 7.6%	3 0.7%	16 0.3%	453 5.1%	382 13.7%	83 7.0%	3 0.6%	5 0.1%	473 5.2%
7. 3,000万円以上	110 4.2%	10 0.9%	2 0.5%	4 0.1%	126 1.4%	112 4.0%	10 0.8%	1 0.2%	1 0.0%	124 1.4%
合計人数	2,648 100.0%	1,136 100.0%	410 100.0%	4,752 100.0%	8,946 100.0%	2,786 100.0%	1,183 100.0%	462 100.0%	4,732 100.0%	9,163 100.0%

(上場会社)

(上段:人数) (下段:比率)	2013年					2014年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200万円未 満	9 0.5%	3 0.5%	45 19.7%	618 19.9%	675 12.1%	18 1.0%	21 3.3%	35 14.3%	646 20.3%	720 12.4%
2. 200万円以上 ～500万円未満	33 2.0%	53 9.1%	114 49.8%	1,591 51.2%	1,791 32.1%	44 2.5%	79 12.3%	125 51.2%	1,614 50.7%	1,862 32.0%
3. 500万円以上 ～1,000万円未満	309 18.7%	164 28.1%	61 26.6%	732 23.6%	1,266 22.7%	290 16.6%	204 31.8%	71 29.1%	724 22.7%	1,289 22.2%
4. 1,000万円以上 ～1,500万円未満	541 32.7%	163 27.9%	6 2.6%	147 4.7%	857 15.4%	539 30.9%	149 23.2%	7 2.9%	187 5.9%	882 15.2%
5. 1,500万円以上 ～2,000万円未満	386 23.3%	118 20.2%	2 0.9%	10 0.3%	516 9.3%	428 24.5%	110 17.1%	5 2.0%	10 0.3%	553 9.5%
6. 2,000万円以上 ～3,000万円未満	282 17.0%	74 12.7%	1 0.4%	8 0.3%	365 6.5%	317 18.2%	71 11.1%	1 0.4%	3 0.1%	392 6.7%
7. 3,000万円以上	96 5.8%	9 1.5%	0 0.0%	1 0.0%	106 1.9%	108 6.2%	8 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	116 2.0%
合計人数	1,656 100.0%	584 100.0%	229 100.0%	3,107 100.0%	5,576 100.0%	1,744 100.0%	642 100.0%	244 100.0%	3,184 100.0%	5,814 100.0%

(非上場会社)

(上段:人数) (下段:比率)	2013年					2014年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	16	38	105	1,151	1,310	23	53	137	1,065	1,278
	1.6%	6.9%	58.0%	70.0%	38.9%	2.2%	9.8%	62.8%	68.8%	38.2%
2. 200万円以上~ 500万円未満	33	61	38	296	428	54	56	48	312	470
	3.3%	11.1%	21.0%	18.0%	12.7%	5.2%	10.4%	22.0%	20.2%	14.0%
3. 500万円以上~ 1,000万円未満	241	157	16	127	541	248	156	14	110	528
	24.3%	28.4%	8.8%	7.7%	16.1%	23.8%	28.8%	6.4%	7.1%	15.8%
4. 1,000万円以上 ~1,500万円未満	456	215	11	37	719	465	197	12	46	720
	46.0%	38.9%	6.1%	2.2%	21.3%	44.6%	36.4%	5.5%	3.0%	21.5%
5. 1,500万円以上 ~2,000万円未満	166	68	7	23	264	183	65	4	12	264
	16.7%	12.3%	3.9%	1.4%	7.8%	17.6%	12.0%	1.8%	0.8%	7.9%
6. 2,000万円以上 ~3,000万円未満	66	12	2	8	88	65	12	2	2	81
	6.7%	2.2%	1.1%	0.5%	2.6%	6.2%	2.2%	0.9%	0.1%	2.4%
7. 3,000万円以上	14	1	2	3	20	4	2	1	1	8
	1.4%	0.2%	1.1%	0.2%	0.6%	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%
合計人数	992	552	181	1,645	3,370	1,042	541	218	1,548	3,349
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(大会社)

(上段:人数) (下段:比率)	2013年					2014年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	14	30	102	1,344	1,490	31	42	105	1,268	1,446
	0.6%	3.3%	31.2%	32.6%	19.4%	1.3%	4.6%	29.7%	31.2%	18.8%
2. 200万円以上~ 500万円未満	39	66	125	1,720	1,950	55	78	139	1,734	2,006
	1.7%	7.2%	38.2%	41.7%	25.4%	2.3%	8.6%	39.3%	42.7%	26.0%
3. 500万円以上~ 1,000万円未満	420	217	69	830	1,536	388	241	81	808	1,518
	18.2%	23.8%	21.1%	20.1%	20.0%	16.3%	26.5%	22.9%	19.9%	19.7%
4. 1,000万円以上 ~1,500万円未満	857	336	17	178	1,388	848	296	18	222	1,384
	37.2%	36.9%	5.2%	4.3%	18.1%	35.5%	32.5%	5.1%	5.5%	18.0%
5. 1,500万円以上 ~2,000万円未満	523	170	9	31	733	582	164	8	21	775
	22.7%	18.7%	2.8%	0.8%	9.6%	24.4%	18.0%	2.3%	0.5%	10.1%
6. 2,000万円以上 ~3,000万円未満	340	82	3	15	440	373	80	2	5	460
	14.8%	9.0%	0.9%	0.4%	5.7%	15.6%	8.8%	0.6%	0.1%	6.0%
7. 3,000万円以上	110	10	2	4	126	110	10	1	0	121
	4.8%	1.1%	0.6%	0.1%	1.6%	4.6%	1.1%	0.3%	0.0%	1.6%
合計人数	2,303	911	327	4,122	7,663	2,387	911	354	4,058	7,710
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(大会社以外の会社)

(上段:人数) (下段:比率)	2013年					2014年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	8	10	33	383	434	10	30	48	412	500
	2.4%	4.6%	50.0%	65.7%	36.3%	2.6%	11.2%	53.9%	64.6%	36.3%
2. 200万円以上~ 500万円未満	26	47	25	165	263	43	57	34	190	324
	8.0%	21.5%	37.9%	28.3%	22.0%	11.3%	21.3%	38.2%	29.8%	23.5%
3. 500万円以上~ 1,000万円未満	128	104	8	26	266	146	119	4	23	292
	39.1%	47.5%	12.1%	4.5%	22.3%	38.3%	44.4%	4.5%	3.6%	21.2%
4. 1,000万円以上 ~1,500万円未満	130	41	0	6	177	145	50	1	11	207
	39.8%	18.7%	0.0%	1.0%	14.8%	38.1%	18.7%	1.1%	1.7%	15.0%
5. 1,500万円以上 ~2,000万円未満	29	14	0	2	45	27	10	1	1	39
	8.9%	6.4%	0.0%	0.3%	3.8%	7.1%	3.7%	1.1%	0.2%	2.8%
6. 2,000万円以上 ~3,000万円未満	6	3	0	1	10	8	2	1	0	11
	1.8%	1.4%	0.0%	0.2%	0.8%	2.1%	0.7%	1.1%	0.0%	0.8%
7. 3,000万円以上	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
合計人数	327	219	66	583	1,195	381	268	89	638	1,376
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 14-4 「常勤」監査役の月額報酬レベル

常勤監査役の報酬レベル（全体、上場/非上場）

(上段:人数) (下段:比率)	全体				上場				非上場			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014
1. 取締役社長	7	55	1	32	0	25	0	23	7	30	1	9
	0.2%	1.7%	0.1%	1.7%	0.0%	1.3%	0.0%	2.0%	0.5%	2.2%	0.1%	1.2%
2. 取締役副社長	12	13	3	4	1	5	0	1	11	8	3	3
	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
3. 専務取締役	30	42	5	5	22	22	2	1	8	20	3	4
	0.9%	1.3%	0.3%	0.3%	1.3%	1.2%	0.2%	0.1%	0.6%	1.5%	0.4%	0.5%
4. 常務取締役	260	294	94	88	151	165	40	44	109	129	54	44
	8.1%	9.1%	5.3%	4.6%	8.6%	8.6%	3.8%	3.8%	7.5%	9.7%	7.5%	5.8%
5. 取締役	1,175	1,158	323	326	647	717	168	158	528	441	155	168
	36.8%	35.7%	18.3%	17.0%	36.9%	37.5%	16.1%	13.6%	36.5%	33.0%	21.4%	22.2%
6. 執行役員	923	850	188	202	581	555	121	130	342	295	67	72
	28.9%	26.2%	10.6%	10.5%	33.2%	29.0%	11.6%	11.2%	23.7%	22.1%	9.3%	9.5%
7. 部長	464	525	221	235	243	276	129	153	221	249	92	82
	14.5%	16.2%	12.5%	12.3%	13.9%	14.4%	12.4%	13.2%	15.3%	18.6%	12.7%	10.8%
8. その他	326	310	932	1,026	107	146	583	652	219	164	349	374
	10.2%	9.5%	52.7%	53.5%	6.1%	7.6%	55.9%	56.1%	15.2%	12.3%	48.2%	49.5%
合計人数	3,197	3,247	1,767	1,918	1,752	1,911	1,043	1,162	1,445	1,336	724	756
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

常勤監査役の報酬レベル（大会社/大会社以外/その他）

(上段:人数) (下段:比率)	大会社				大会社以外				その他			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014
1. 取締役社長	7	33	1	18	0	21	0	14	0	1	0	0
	0.3%	1.2%	0.1%	1.2%	0.0%	4.5%	0.0%	3.9%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	11	11	1	3	1	2	2	1	0	0	0	0
	0.4%	0.4%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	27	36	3	4	3	5	2	1	0	1	0	0
	1.1%	1.3%	0.2%	0.3%	0.4%	1.1%	0.6%	0.3%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	222	249	80	73	33	37	13	14	5	8	1	1
	8.9%	9.0%	5.5%	4.7%	4.9%	8.0%	4.1%	3.9%	29.4%	27.6%	20.0%	50.0%
5. 取締役	954	1,008	291	265	214	144	31	60	7	6	1	1
	38.1%	36.6%	20.2%	17.0%	31.7%	31.0%	9.7%	16.6%	41.2%	20.7%	20.0%	50.0%
6. 執行役員	795	787	171	184	124	61	17	18	4	2	0	0
	31.7%	28.6%	11.9%	11.8%	18.3%	13.1%	5.3%	5.0%	23.5%	6.9%	0.0%	0.0%
7. 部長	320	411	160	178	143	104	60	57	1	10	1	0
	12.8%	14.9%	11.1%	11.4%	21.2%	22.4%	18.8%	15.8%	5.9%	34.5%	20.0%	0.0%
8. その他	168	218	736	830	158	91	194	196	0	1	2	0
	6.7%	7.9%	51.0%	53.4%	23.4%	19.6%	60.8%	54.3%	0.0%	3.4%	40.0%	0.0%
合計人数	2,504	2,753	1,443	1,555	676	465	319	361	17	29	5	2
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

IV 会社法改正の影響について

問 15-1 監査等委員会設置会社への移行予定

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	社数	割合								
1. 移行する予定である(決定している)	8	0.3%	4	0.2%	4	0.3%	6	0.2%	2	0.3%
2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている	48	1.5%	39	2.3%	9	0.6%	43	1.7%	5	0.8%
3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない	355	11.4%	269	16.0%	86	6.0%	319	12.9%	36	5.8%
4. 検討している(今後検討する予定である)が、移行に否定的である	221	7.1%	159	9.4%	62	4.3%	203	8.2%	18	2.9%
5. 検討していないし、今後も検討の予定はない	1,349	43.2%	525	31.2%	824	57.3%	964	38.9%	372	59.6%
6. 検討するかどうか未定である	1,106	35.4%	675	40.1%	431	30.0%	917	37.0%	185	29.6%
7. その他 (自由記載)	36	1.2%	14	0.8%	22	1.5%	26	1.0%	6	1.0%
回答社数	3,123	100.0%	1,685	100.0%	1,438	100.0%	2,478	100.0%	624	100.0%

・最も多い「5. 検討していないし、今後も検討の予定はない」及び「6. 検討するかどうか未定である」が合計で 78.6%を占め、大半の会社は調査の時点では監査等委員会設置会社への移行は予定していなかったと見られる。

・「1. 移行する予定である(決定している)」及び「2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている」の合計は 56 社、1.8%となっており、現実に移行を視野に入れている会社はさほど多くはないと考えられる。しかし、「3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない」と「6. 検討するかどうか未定である」といった、まだ結論を出していない会社が 46.8%あり、監査等委員会設置会社への移行については引き続き注視していく必要がある。

問 15-1 肢「7. その他」の記載例

- ・親会社の方針による、親会社で検討する予定。(回答多数)
- ・監査役会設置会社から監査役設置会社へ移行する方向。(回答多数)
- ・新制度への理解が少なすぎる。
- ・役員勉強会を開催した。
- ・社外取締役が複数名義務化された段階で検討する。
- ・IPO の計画進捗状況による。

問 15-2 社外役員の要件厳格化による「社外」資格の喪失（複数回答可）

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	件数	割合								
1. 社外取締役全員が「社外」資格を失う	558	17.9%	68	4.0%	490	34.1%	395	15.9%	163	26.1%
2. 一部の社外取締役が「社外」資格を失う	257	8.2%	79	4.7%	178	12.4%	213	8.6%	44	7.1%
3. 社外監査役全員が「社外」資格を失う	390	12.5%	20	1.2%	370	25.7%	284	11.5%	106	17.0%
4. 一部の社外監査役が「社外」資格を失う	407	13.0%	169	10.0%	238	16.6%	356	14.4%	51	8.2%
5. 社外取締役もしくは社外監査役はいるが、「社外」資格を失う社外取締役・社外監査役はいない	1,681	53.8%	1,250	74.2%	431	30.0%	1,390	56.1%	275	44.1%
6. 社外取締役はいない	589	18.9%	343	20.4%	246	17.1%	434	17.5%	151	24.2%
7. 社外監査役はいない	274	8.8%	127	7.5%	147	10.2%	175	7.1%	96	15.4%
回答社数	3,123	100.0%	1,685	100.0%	1,438	100.0%	2,478	100.0%	624	100.0%

- ・「5. 社外取締役もしくは社外監査役はいるが、「社外」資格を失う社外取締役・社外監査役はいない」が全体で 53.8%となり、特に上場会社では 74.2%を占めている。
- ・他方、非上場会社では、「1. 社外取締役の一部もしくは全員が「社外」資格を失う」が合計で 46.5%、「3. 社外監査役の一部もしくは全員が「社外」資格を失う」が合計で 42.3%になった。非上場会社では、社外役員の多くが「親会社の役職員」であることから、会社法改正による社外役員の要件厳格化の影響をより強く受けることがうかがえる(問 1-2 及び問 1-5 参照)。

問 15-3 新たな社外取締役の選任

(公開会社かつ大会社で有価証券報告書の提出を義務付けられている監査役会設置会社)

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
1. 会社法改正後も社外資格を喪失しない社外取締役がいるため、追加で選任する予定はない	973	54.3%	886	59.6%	87	28.4%	898	55.9%	73	39.9%
2. 会社法改正後も社外資格を喪失しない社外取締役がいるが、社外資格を喪失する社外取締役もいるので、追加で選任する予定である	16	0.9%	8	0.5%	8	2.6%	15	0.9%	1	0.5%
3. 現在社外取締役はいない、もしくは会社法改正の結果社外資格喪失により不在となるため、改めて選任する	139	7.8%	129	8.7%	10	3.3%	123	7.7%	16	8.7%
4. 現在社外取締役はいない、もしくは会社法改正の結果社外資格喪失により不在となるが、今後も選任する予定はない	57	3.2%	26	1.7%	31	10.1%	50	3.1%	7	3.8%
5. 検討中である	499	27.8%	374	25.2%	125	40.8%	426	26.5%	73	39.9%
6. その他 (自由記載)	108	6.0%	63	4.2%	45	14.7%	95	5.9%	13	7.1%
回答社数(「7. 該当しない」を除く)	1,792	100.0%	1,486	100.0%	306	100.0%	1,607	100.0%	183	100.0%
		(57.5%)		(88.2%)		(21.3%)		(64.9%)		(29.3%)
7. 該当しない	1,331	(42.6%)	199	(11.8%)	1,132	(78.7%)	871	(35.1%)	441	(70.7%)
総回答社数	3,123	(100.0%)	1,685	(100.0%)	1,438	(100.0%)	2,478	(100.0%)	624	(100.0%)

・「1. 会社法改正後も社外資格を喪失しない社外取締役がいるため、追加で選任する予定はない」が全体で 54.3%、上場会社では 59.6%と過半数になった。

・「3. 現在社外取締役はいない、もしくは会社法改正の結果社外資格喪失により不在となるため、改めて選任する」が、上場会社では 8.7%であるのに対し、非上場会社では 3.3%であった。他方、「4. 現在社外取締役はいない、もしくは会社法改正の結果社外資格喪失により不在となるが、今後も選任する予定はない」が、上場会社で 1.7%、非上場会社で 10.1%となっているが、社外取締役の設置を強く求められていない非上場会社においては、敢えて新たに社外取締役を選任する方向には力が働かない傾向があることを示している。

問 15-4 新たな社外監査役の選任（監査役会設置会社）

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	社数	割合								
1. 社外資格の厳格化後も監査役の半数以上は社外監査役なので、追加で選任する予定はない	1,671	69.8%	1,344	84.6%	327	40.7%	1,484	69.4%	182	73.1%
2. 社外資格の厳格化後も監査役の半数以上は社外監査役であるが、社外監査役の員数を維持もしくは増員するため選任する予定である	41	1.7%	29	1.8%	12	1.5%	36	1.7%	5	2.0%
3. 社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、選任する予定である	94	3.9%	55	3.5%	39	4.9%	87	4.1%	7	2.8%
4. 社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、監査役会を廃止することで対応する予定である	87	3.6%	6	0.4%	81	10.1%	83	3.9%	4	1.6%
5. 検討中である	429	17.9%	125	7.9%	304	37.8%	382	17.9%	46	18.5%
6. その他（自由記載）	71	3.0%	30	1.9%	41	5.1%	65	3.0%	5	2.0%
回答社数（「7. 該当しない」を除く）	2,393	100.0%	1,589	100.0%	804	100.0%	2,137	100.0%	249	100.0%
		(76.6%)		(94.3%)		(55.9%)		(86.2%)		(39.9%)
7. 該当しない	730	(23.4%)	96	(5.7%)	634	(44.1%)	341	(13.8%)	375	(60.1%)
総回答社数	3,123	(100.0%)	1,685	(100.0%)	1,438	(100.0%)	2,478	(100.0%)	624	(100.0%)

- ・「1. 社外資格の厳格化後も監査役の半数以上は社外監査役なので、追加で選任する予定はない」が全体で69.8%、特に上場会社では84.6%と8割以上を占めており、また社外取締役の場合よりも高い比率となっている(問 15-3 参照)。
- ・社外監査役が半数に満たなくなる場合の対応としては、上場会社の場合、「3. 社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、選任する予定である」が 3.5%、「4. 社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、監査役会を廃止することで対応する」が 0.4%で、「5. 検討中である」が 7.9%となっている。一方、非上場会社の場合は、「3. 社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、選任する予定である」が 4.9%、「4. 社外資格の厳格化後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、監査役会を廃止することで対応する」が 10.1%で、「5. 検討中である」が 37.8%となっている。非監査役会設置会社への移行を選択しない会社の多くは、未だ対応を決めかねている状況であると考えられる。

問 15-3 新たな社外取締役の選任

肢 4~6 を選択した場合、選択した理由や、「社外取締役を置くことが相当でない理由」として考えている事項等の記載例

- ・今年度は、置くことを前提として候補者を当たっていたが、適任者が見つからなかったため（次回の総会で選任の予定）。
- ・当社の取締役会はいわばマネジメント・ボードであり、それに貢献できるような、会社の事業に精通しかつ見識を持った人材が見つからない。（適任者がいないとの回答多数）
- ・従来より監査役 3 名は全員社外監査役で、経営に対してはアドバイザー的立場であり、すべてに支障はない。
- ・社外監査役を社外取締役に移行することを検討中。
- ・社外監査役で十分機能するガバナンス体制が構築されており、更に社外取締役に置くことは迅速な経営判断を行う上で支障になり、またコスト等の点で非効率と考えられる。
- ・①従業員数が 60 名弱であり、その規模に見合った取締役の人数に厳選している（社内取締役 5 名）。②業界が最先端の分野であり、業務内容について専門性を要求されるため、少数精鋭の役員で十分であると認識している。③経営の監視機能を強化するため、監査役については、全員を社外独立役員としている。

問 15-4 新たな社外監査役の選任

肢「6. その他」の記載例

- ・親会社の方針による、親会社で検討する予定。（多数）
- ・監査役会設置会社から監査役設置会社へ移行の方向。（多数）
- ・公開会社から非公開会社へ変更し、監査役会廃止の方向。ただし監査役間での打合せ会は行う方針。
- ・監査等委員会設置会社への移行を検討中。
- ・会社法附則第 4 条による経過措置によって、2016 年 3 月期の株主総会までは旧規定によることができるので、当面これによる。
- ・社外取締役不在のため、現在の社外監査役 1 名が辞任し、社外取締役として選任予定である。これにより、監査役の員数が維持できなくなるため、社外監査役を選任予定である。

問 16-1 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化1
監査役と会計監査人の連携等への影響（複数回答可）

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	社数	割合								
1. 既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは考えていない	1,579	57.5%	1,074	63.9%	505	47.4%	1,420	57.8%	157	56.9%
2. 決定権行使のため、会計監査人との会合や会計監査人からの報告を増やす等連携を一層緊密にするつもりである	507	18.5%	314	18.7%	193	18.1%	450	18.3%	54	19.6%
3. 決定権行使のため、会計監査人のパフォーマンスに関する情報を今まで以上に取得するつもりである	336	12.2%	226	13.4%	110	10.3%	307	12.5%	26	9.4%
4. 現在のところ新規の試みは特に考えていない	563	20.5%	251	14.9%	312	29.3%	502	20.4%	57	20.7%
5. その他（自由記載）	34	1.2%	12	0.7%	22	2.1%	30	1.2%	2	0.7%
回答社数	2,747	100.0%	1,682	100.0%	1,065	100.0%	2,458	100.0%	276	100.0%

- ・「1. 既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは考えていない」が全体で 57.5%、上場会社では 63.9%となった。大半の会社では、会計監査人との連携等が進められていることがうかがえる。
- ・「4. 現在のところ新規の試みは特に考えていない」は全体で 20.5%であり、非上場会社では 29.3%に上っている。対応を決めかねている会社も含まれていると思われ、今後の動向を注視する必要がある。

問 16-1 肢「5. その他」の記載例

- ・親会社と同じ会計監査人を継続的に選任している。（多数）
- ・執行部門と会計監査人との交渉プロセスの情報を入手して決定権を行使していく予定。

問 16-2 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化2
議案決定プロセスに伴う社内体制等の変化（複数回答可）

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	件数	割合								
1. 監査役スタッフの増員が予定されている	11	0.4%	8	0.5%	3	0.3%	10	0.4%	1	0.4%
2. 会計監査人との契約(折衝)を所管する部門との連携の強化が予定されている	273	9.9%	182	10.8%	91	8.5%	246	10.0%	25	9.1%
3. 特に変化は予定されていない	2,246	81.8%	1,387	82.5%	859	80.7%	2,016	82.0%	223	80.8%
4. 分からない	212	7.7%	106	6.3%	106	10.0%	184	7.5%	25	9.1%
5. その他（自由記載）	27	1.0%	13	0.8%	14	1.3%	24	1.0%	2	0.7%
回答社数	2,747	100.0%	1,682	100.0%	1,065	100.0%	2,458	100.0%	276	100.0%

・社内体制等については「3. 特に変化は予定されていない」会社が 81.8%と大多数を占めている。会計監査人の選解任の議案内容の決定権が監査役に移行しても問題のない体制が既に構築されている会社も多いと思われるが、会計監査人との連携につき、「既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは考えていない」が 57.5%であったことを勘案すると(問 16-1 参照)、必ずしも対応が十分とは考えていないものの、体制を変更することが難しいと考えている会社も含まれている懸念がある。

問 16-2 肢「5. その他」の記載例

- ・親会社との連携。親会社監査役との更なる連携強化。
- ・グループで原則として同一の会計監査人を選任していることもあり、グループ内の各社の監査役との連携の更なる強化を行う予定。
- ・現在のところ執行部門との意見調整は行っていないが、何らかの対応が必要と考えている。
- ・執行部の中で未だ議論が進んでいないと思われる（監査役から状況説明を行っている）。
- ・本権限が顕在化するのは非常に稀な事であり、万一顕在化した時にスタッフを増員しても俄かに対応できるはずもないので、やはり財務関係の事務方を如何に上手く活用するかに尽きると思う。

問 16-3 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化3

会計監査人選任議案の決定プロセスの変化

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	件数	割合								
1. 従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する予定である。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる予定である	1,008	36.7%	617	36.7%	391	36.7%	891	36.2%	116	42.0%
2. 従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する予定である。ただし、原案が否決された場合は、監査役(会)で代替案を作成する予定である	149	5.4%	100	5.9%	49	4.6%	126	5.1%	23	8.3%
3. 原案の作成等は監査役(会)側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する予定である	219	8.0%	140	8.3%	79	7.4%	198	8.1%	21	7.6%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査役(会)側が自ら準備する予定である	117	4.3%	71	4.2%	46	4.3%	107	4.4%	8	2.9%
5. 議案決定のプロセスについては現時点では未検討で今後の課題となっている	1,208	44.0%	737	43.8%	471	44.2%	1,098	44.7%	103	37.3%
6. その他 (自由記載)	46	1.7%	17	1.0%	29	2.7%	38	1.5%	5	1.8%
回答社数	2,747	100.0%	1,682	100.0%	1,065	100.0%	2,458	100.0%	276	100.0%

- ・最も多いのは「5. 議案決定のプロセスについては現時点では未検討で今後の課題となっている」であり、44.0%となった。会計監査人の選解任議案の決定プロセスについては、多くの会社で課題となっている状況がうかがえる。
- ・次に多いのは「1. 従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する予定である。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる予定である」で、従来の同意権の場合と同様のプロセスを継続する会社が 36.7%となった。

問 16-3 肢「6. その他」の記載例

- ・当面新たに選任を要することはないため、現状変化は見込まれない。
- ・執行側と今後協議する。
- ・親会社の方針やグループ他社の状況を勘案して判断する。
- ・選任・解任のみならず再任においても監査役会で審議することを検討している。
- ・解任・選任の事態が発生すれば、執行側との相当突っ込んだ協議が必要となるか、あるいは対立して強行するかどうかであろうから、想定不能である。
- ・「財務及び会計に関する知見を有する」監査役の責任と事務作業が増えるのではないか。